
本「地域金融機関 CLO 貸付債権信託受益権 商品内容説明書」は、情報提供のみを目的として公表するものであり、信託受益権の募集、売買を目的としたものではありません。

なお、公表に当たって、本商品内容説明書のうち、参加金融機関の取扱債権プールの内容（社数、貸付債権総額、1社当たり平均貸付金額、平均デフォルト確率）や、参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権等が特定されないよう、当該項目に係る参加金融機関の記載については、貸付債権総額の大きい順に並び替えた上で、参加金融機関の名前を伏せて表示しております（具体的には当該部分の参加金融機関名を参加金融機関(A)、参加金融機関(B)、…参加金融機関(M)、参加金融機関(N)と表示しております。）。予め、ご了承下さい。

地域金融機関 CLO

貸付債権信託受益権 商品内容説明書

優先受益権
メザニン受益権
ジュニアメザニン受益権

平成 17 年 3 月

投資家の皆様へ

本商品内容説明書は、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権（以下「本商品」といいます。）に関するものです。信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。以下「信託業法」といいます。）第 94 条に定められた事項を全て記載しておりますが、本商品の信託受益権販売業者である X 証券株式会社は、信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。その後の改正を含みます。）に定義される適格機関投資家等に該当する投資家に販売する場合は、信託業法第 94 条の規定による説明を求められた場合を除いて、同法第 94 条但書により、同法第 94 条に定める説明義務を負っておりませんのでご留意下さい。

また、本商品は、証券取引法に規定する「有価証券」には該当しません（ただし、今後の法解釈により変更される可能性があります。）。

本商品は、信用補完措置等により信託配当及び元本の支払に関する安全性を高めた仕組みとなっておりますが、信託配当及び元本の支払が保証されたものではありません。また、受託者が本商品について元本補填又は利益補足をするものではなく、また委託者である中小企業金融公庫、信託受益権販売業者である X 証券株式会社からも信託配当及び元本の支払を保証されているものではありません。

投資家の皆様におかれましては、この商品内容説明書の内容を充分にお読みいただき、本商品のリスクを十分にご理解された上で、本商品をご購入賜りますようお願い申し上げます。また本商品の購入にあたっては、必ず「第 15. 販売に関する事項」に記載される申込手数料、本商品の移転及び販売上の制限に関する事項をご覧ください。

本説明書は、本商品の取得の申込みの勧誘に関する最新の資料です。但し、信託受益権販売業者は、本説明書の内容を本商品の代金支払以前に改訂する権限を有し、かかる改訂を行う場合には、速やかに改訂後の本説明書を投資家に配布します。その場合は改定された商品内容説明書がそれ以前に配布された商品内容説明書に代替しかつ優先するものとなります。但し、本信託契約、本債権管理回収事務委託契約、本債権管理回収事務再委託契約及び各種関連契約等の内容は本説明書の内容に優先致しますので、あわせてこれらの各契約をご確認下さい。

第 1.	貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等	1
1.	主な用語の定義.....	1
2.	仕組み図及び取引の概要等.....	11
3.	貸付債権信託の優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の概要.....	12
4.	貸付債権信託契約の概要.....	15
第 2.	信託財産を構成する信託債権の概要	16
1.	信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要.....	16
2.	信託債権の基本的性格.....	16
3.	信託債権の沿革.....	17
4.	信託債権の関係法人.....	17
5.	信託財産を構成する資産に係る法制度の概要.....	17
6.	信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要.....	18
7.	信託財産を構成する信託債権の内容.....	18
8.	第三者による信託財産の評価.....	18
第 3.	信託財産を構成する信託債権の状況	23
1.	信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況.....	23
2.	損失及び延滞の状況.....	23
第 4.	信託財産を構成する貸付債権について	25
1.	募集要項.....	25
2.	貸付債権に関する表明及び保証.....	26
第 5.	信託財産を構成する貸付債権の移転等	28
第 6.	信託元本及び収益の定義	28
1.	信託元本.....	28
2.	信託収益.....	28
第 7.	信託財産を構成する信託債権の回収方法	29
第 8.	信託財産からの支出	31
1.	各勘定の定義.....	31
2.	支払又は積立の順序.....	31
第 9.	信託受益権の元本及び配当の支払	39
1.	優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権について.....	39
2.	シニア劣後受益権について.....	41
3.	ジュニア劣後受益権について.....	42

第 10.	信託財産の運用・管理	44
1.	回収金口座	44
2.	回収金口座の変更について	44
3.	信託財産の運用について	44
4.	運用先の変更について.....	45
第 11.	信託財産から支払われる手数料等	46
1.	信託報酬	46
2.	債権回収業務委託費用.....	46
3.	租税その他の費用.....	46
4.	信託法第 36 条第 2 項の規定の適用の有無.....	46
第 12.	本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因	47
1.	本商品の流動性及び換価性に係るリスク	47
2.	原債務者（中小企業）の債務不履行のリスク	47
3.	原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク.....	47
4.	本商品の支払順位・支払時期に関するリスク	48
5.	回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク	48
6.	受託者たる三菱信託の破産等に伴うリスク	49
7.	参加金融機関の破産等に伴うリスク	49
8.	中小公庫の倒産等に伴うリスク	50
9.	債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク	51
第 13.	信用補完措置	52
第 14.	原保有者その他関係法人の概況	54
1.	原保有者の概況.....	54
2.	その他関係法人の概況.....	55
	三菱信託銀行株式会社(受託者)	55
	株式会社山陰合同銀行(参加金融機関).....	56
	株式会社栃木銀行(参加金融機関).....	57
	株式会社中京銀行(参加金融機関).....	58
	株式会社福岡中央銀行(参加金融機関).....	59
	株式会社熊本ファミリー銀行(参加金融機関).....	60
	株式会社八千代銀行(参加金融機関)	61
	西武信用金庫(参加金融機関)	62
	岡崎信用金庫(参加金融機関)	63
	碧海信用金庫(参加金融機関)	64
	京都信用金庫(参加金融機関)	65
	大阪東信用金庫(参加金融機関)	66

姫路信用金庫(参加金融機関).....	68
尼崎信用金庫(参加金融機関).....	69
淡路信用金庫(参加金融機関).....	70
第 15. 販売に関する事項.....	71
1. 申込手数料.....	71
2. 本商品の移転.....	71
3. 販売上の制限.....	71

第1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等

1. 主な用語の定義

委託者とは、本信託契約における委託者であるところの中小企業金融公庫（以下、「中小公庫」と表記する場合もあります。）をいいます。

営業日とは、土曜日、日曜日及びその他法令等により日本において銀行又は信用金庫が休業することを認められ、若しくは義務付けられている日以外の日をいいます。

延長期間とは、本信託契約に基づき本信託が延長された期間で、予定最終償還日の翌日以降信託終了日までの期間をいいます。

回収期間とは、前回収締め日の翌日（同日を含み、最初の回収期間においては信託設定日をいいます。）から当該回収締め日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

回収金勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される 8.1.(1)の勘定をいいます。

回収金口座とは、信託財産を管理するために本信託契約に基づき開設される銀行口座をいいます。

回収金支払日とは、初回を平成 17 年 3 月 22 日とし、以後毎月回収締め日の翌日から起算して 11 営業日をいいます。

回収金等とは、信託債権の弁済として受領される金銭その他信託債権の満足に充てられる金銭（遅延損害金を含む。本信託契約に従って交付される補償金、本債権管理回収業務再委託契約に基づく各取扱参加金融機関の委託者に対する一切の支払金及び本信託契約に基づく損失補償金を含みます。）をいいます。

回収締め日とは、初回を平成 17 年 3 月 22 日として、以後毎月 20 日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

回収状況報告日とは、初回を平成 17 年 3 月 22 日とし、第二回を平成 17 年 4 月 27 日として、以後毎月回収締め日から 5 営業日後の営業日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

各元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各元本留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各当期元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

す。

各当期利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

仮想シニア劣後受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想ジュニアメザニン受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想トランシェとは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、仮想優先受益権、仮想メザニン受益権、仮想ジュニアメザニン受益権及び仮想シニア劣後受益権を個別に又は総称していいます。

仮想メザニン受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想優先受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

元本勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される 8.1.(2)の勘定をいいます。

元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

金銭消費貸借契約証書とは、金銭消費貸借契約証書（CLO 融資用）をいいます。

計算期間とは、前計算期日の翌日（同日を含み、最初の計算期間においては信託設定日をいいます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

計算期日とは、初回を平成 17 年 3 月 22 日とし、第二回を平成 17 年 7 月 15 日として、以降毎年 1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日及び 10 月 15 日、最終回を信託終了日とする日をいいます。なお、延長期間中は毎月 15 日をいいます。ただし、当該期日が営業日でない場合は、その翌営業日を計算期日とします。

原債務者とは、本債権の債務者である法人をいいます。

サービサーとは、本債権管理回収業務委託契約に基づいて受託者から本債権の管理回収に関する業務を受託された者をいいます。

サービサー・レポートとは、本債権管理回収業務委託契約及び本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各取扱参加金融機関又は委託者から受託者に対して交付される委任事務に関する報告書をいいます。

サブサービサーとは、本債権管理回収再業務委託契約に基づいてサービサーより、本債権の管理回収に関する業務の一部の再委託を受けた者をいいます。

参加金融機関とは、株式会社山陰合同銀行（以下、「山陰合同銀行」と表記する場合があります。）、株式会社栃木銀行（以下、「栃木銀行」と表記する場合があります。）、株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」と表記する場合があります。）、株式会社福岡中央銀行（以下、「福岡中央銀行」と表記する場合があります。）、株式会社熊本ファミリー銀行（以下、「熊本ファミリー銀行」と表記する場合があります。）、株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」と表記する場合があります。）、西武信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、京都信用金庫、大阪東信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫及び淡路信用金庫を総称していいます。

指定格付機関とは、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」と表記する場合があります。）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「Moody's」と表記する場合があります。）をいいます。

シニア劣後受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるシニア劣後受益権をいいます。

シニア劣後受益権者とは、シニア劣後受益権の保有者をいいます。

シニア劣後受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額に達することをいいます（なお、受託者は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。）。

シニア劣後配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のシニア劣後受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

受益者とは、本信託の受益権の保有者をいいます。

受託者とは、本信託契約における受託者であるところの三菱信託銀行株式会社（以下、「三菱信託」と表記する場合もあります。）をいいます。

ジュニアメザニン受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるジュニアメザニン受益権をいいます。

ジュニアメザニン受益権者とは、ジュニアメザニン受益権の保有者をいいます。

ジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に抵触した各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の累計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額を控除した額の総額が、当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の残存元本額に達することをいいます（なお、受託者は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。）。

ジュニアメザニン配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のジュニアメザニン受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

ジュニア劣後受益権とは、ジュニア劣後受益権(A)、ジュニア劣後受益権(B)、ジュニア劣後受益権(C)、ジュニア劣後受益権(D)、ジュニア劣後受益権(E)、ジュニア劣後受益権(F)、ジュニア劣後受益権(G)、ジュニア劣後受益権(H)、ジュニア劣後受益権(I)、ジュニア劣後受益権(J)、ジュニア劣後受益権(K)、ジュニア劣後受益権(L)、ジュニア劣後受益権(M)及びジュニア劣後受益権(N)を総称していいます。

ジュニア劣後受益権(A)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(A)をいい、取扱債権(A)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(B)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(B)をいい、取扱債権(B)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(C)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(C)をいい、取扱債権(C)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(D)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(D)をいい、取扱債権(D)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(E)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(E)をいい、取扱債権(E)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(F)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(F)をいい、取扱債権(F)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(G)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(G)をいい、取扱債権(G)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(H)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(H)をいい、取扱債権(H)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(I)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(I)をいい、取扱債権(I)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(J)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(J)をいい、取扱債権(J)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(K)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(K)をいい、取扱債権(K)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(L)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(L)をいい、取扱債権(L)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(M)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(M)をいい、取扱債権(M)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(N)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(N)をいい、取扱債権(N)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権者とは、本信託のジュニア劣後受益権の保有者をいいます。

ジュニア劣後(A)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(A)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(B)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(B)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(C)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(C)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(D)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(D)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(E)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(E)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(F)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(F)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(G)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(G)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(H)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(H)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(I)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(I)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(J)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(J)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(K)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(K)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(L)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(L)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(M)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(M)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(N)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(N)の保有者をいいます。

証券化に要する費用とは、金銭消費貸借契約証書に定める証券化に要する費用をいいます。

信託債権とは、本信託契約に基づき委託者が受託者に信託する貸付債権をいいます。

信託終了日とは、予定最終償還日（ただし、本信託契約に従って信託期間が延長された場合は、法定最終償還日）（当該日が営業日でない場合にはその前営業日）又はその他の事由により本信託が終了する日（事由発生日、当該日が営業日でない場合にはその翌営業日）のいずれか早い日をいいます。

信託設定日とは、平成 17 年 3 月 22 日をいいます。

損失補償金とは、本信託設定後、本信託契約に定める表明及び保証違反の事実が判明し、又は本信託契約に定める誓約事項に違反し、かつかかる違反が解消できないことにより受託者又は受益者に損害が生じた場合に、受託者の請求に従って委託者が支払う金銭で、末尾付則 1 により算出されるもの

をいいます。

地域金融機関 CLO 募集要項とは、中小公庫が規定し、信託債権の募集の前提となった要項をいいます。

長期延滞信託債権とは、信託債権のうち、本金銭消費貸借契約に定める約定弁済日に定める各約定元金又は利息が、約定弁済日から 3 ヶ月以上経過しているにもかかわらず返済されていないものをいいます。

追加約定書とは、追加約定書（CLO 融資用）をいいます。

デフォルト債権とは、信託債権のうち、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 一 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 1 項に定める事由が生じたもの
- 二 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 2 項に定める事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

当初劣後比率とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日において、当該取扱債権プールの取扱参加金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を、当該取扱参加金融機関の取扱債権元本額で除すことにより得られる比率をいいます。

取扱債権とは、取扱債権(A)、取扱債権(B)、取扱債権(C)、取扱債権(D)、取扱債権(E)、取扱債権(F)、取扱債権(G)、取扱債権(H)、取扱債権(I)、取扱債権(J)、取扱債権(K)、取扱債権(L)、取扱債権(M)及び取扱債権(N)を総称していいます。

取扱債権(A)とは、本債権のうち参加金融機関(A)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(B)とは、本債権のうち参加金融機関(B)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(C)とは、本債権のうち参加金融機関(C)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(D)とは、本債権のうち参加金融機関(D)が原債務者に対して貸付けた債権をいいます。

取扱債権(E)とは、本債権のうち参加金融機関(E)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(F)とは、本債権のうち参加金融機関(F)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(G)とは、本債権のうち参加金融機関(G)が原債務者に対して貸付けた債権をいいます。

取扱債権(H)とは、本債権のうち参加金融機関(H)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(I)とは、本債権のうち参加金融機関(I)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(J)とは、本債権のうち参加金融機関(J)が原債務者に対して貸付けた債権をいいます。

取扱債権(K)とは、本債権のうち参加金融機関(K)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(L)とは、本債権のうち参加金融機関(L)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(M)とは、本債権のうち参加金融機関(M)が原債務者に対して貸付けた債権をいいます。

取扱債権(N)とは、本債権のうち参加金融機関(N)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権プールとは、取扱債権プール(A)、取扱債権プール(B)、取扱債権プール(C)、取扱債権プール(D)、取扱債権プール(E)、取扱債権プール(F)、取扱債権プール(G)、取扱債権プール(H)、取扱債権プール(I)、取扱債権プール(J)、取扱債権プール(K)、取扱債権プール(L)、取扱債権プール(M)及び取扱債権プール(N)を総称していいます。

取扱債権プール(A)とは、取扱債権(A)のプールをいいます。

取扱債権プール(B)とは、取扱債権(B)のプールをいいます。

取扱債権プール(C)とは、取扱債権(C)のプールをいいます。

取扱債権プール(D)とは、取扱債権(D)のプールをいいます。

取扱債権プール(E)とは、取扱債権(E)のプールをいいます。

取扱債権プール(F)とは、取扱債権(F)のプールをいいます。

取扱債権プール(G)とは、取扱債権(G)のプールをいいます。

取扱債権プール(H)とは、取扱債権(H)のプールをいいます。

取扱債権プール(I)とは、取扱債権(I)のプールをいいます。

取扱債権プール(J)とは、取扱債権(J)のプールをいいます。

取扱債権プール(K)とは、取扱債権(K)のプールをいいます。

取扱債権プール(L)とは、取扱債権(L)のプールをいいます。

取扱債権プール(M)とは、取扱債権(M)のプールをいいます。

取扱債権プール(N)とは、取扱債権(N)のプールをいいます。

取扱参加金融機関とは、各信託債権について貸付を実行した参加金融機関をいいます。

法定最終償還日とは、平成 21 年 4 月 15 日をいいます。ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。

補償金とは、本信託契約に定める表明及び保証違反並びに本貸付につき原債務者による実行前解約があった場合に、委託者が受託者に対して支払うべき金銭をいいます。

本貸付とは、本金銭消費貸借契約に係る各取扱参加金融機関の原債務者に対する貸付をいいます。

本貸付債権売買契約とは、平成 17 年 3 月 1 日付けで各取扱参加金融機関と委託者の間で各取扱参加金融機関の取扱債権について締結された貸付債権売買契約をいいます。

本基本契約とは、平成 16 年 11 月 30 日付けで山陰合同銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで栃木銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで中京銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで福岡中央銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで熊本ファミリー銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで八千代銀行と、平成 16 年 11 月 30 日付けで西武信用金庫と、平成 16 年 11 月 30 日付けで岡崎信用金庫と、平成 16 年 11 月 30 日付けで碧海信用金庫と、平成 16 年 12 月 27 日付けで京都信用金庫と、平成 16 年 11 月 30 日付けで八光信用金庫（平成 17 年 2 月 14 日付けで阪奈信用金庫と合併。新商号は大阪東信用金庫）と、平成 16 年 11 月 30 日付けで姫路信用金庫と、平成 16 年 11 月 30 日付けで尼崎信用金庫と、平成 16 年 11 月 30 日付けで淡路信用金庫と、それぞれ委託者との間で、取扱債権の売買について締結された基本契約をいいます。

本金銭消費貸借契約とは、各取扱参加金融機関と各原債務者との間で平成 17 年 3 月 1 日付けで締結された信託債権の発生を基礎付ける契約で、金銭消費貸借契約証書及び追加約定書の記載事項をその内容とする契約をいいます。

本債権とは、各取扱参加金融機関がそれぞれ原債務者に対して貸し付けた債権で、債権口数：509 口、合計元本金額：10,353,000,000 円の債権をいいます。

本債権管理回収業務委託契約とは、中小企業金融公庫と三菱信託銀行株式会社との間で平成 17 年 3 月 1 日に締結され、信託債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本債権管理回収業務再委託契約とは、中小企業金融公庫と各取扱参加金融機関との間で平成 17 年 3 月 1 日に締結された、各取扱参加金融機関の取扱債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本信託とは、本信託契約に基づいて設定される信託をいいます。

本信託契約とは、中小企業金融公庫と三菱信託銀行株式会社との間で平成17年3月1日に締結された、本債権を信託するための契約をいいます。

未経過利息とは、本金銭消費貸借契約に規定される未経過利息をいいます。

メザニン受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるメザニン受益権をいいます。

メザニン受益権者とは、メザニン受益権の保有者をいいます。

メザニン受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に抵触した各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額を控除した額の総額が、当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権及びジュニアメザニン受益権の残存元本額に達することをいいます（なお、受託者は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。）。

メザニン配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のメザニン受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

優先受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定める優先受益権をいいます。

優先受益権者とは、優先受益権の保有者をいいます。

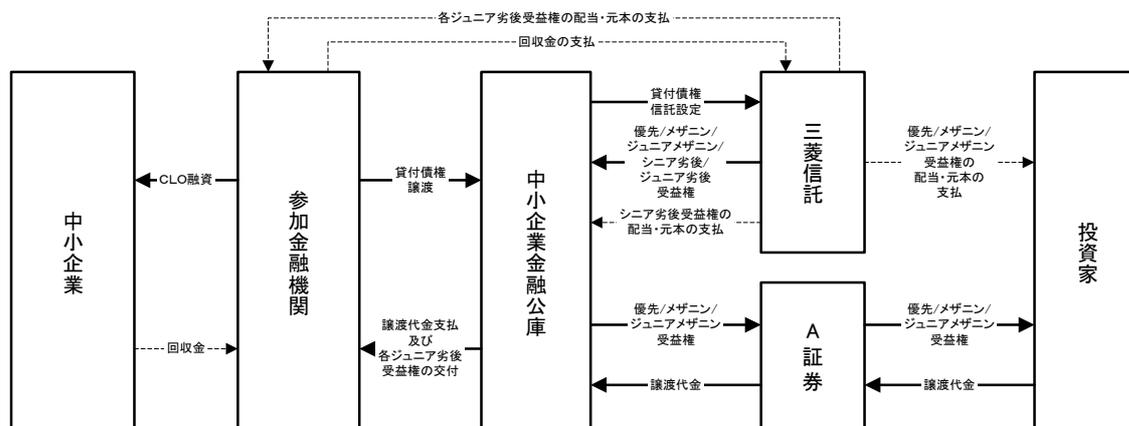
優先配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初の優先受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

予定最終償還日とは、平成20年4月15日をいいます。

利息勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される8.1.(3)の勘定をいいます。

利息金等留保金額とは、末尾付則4に従って算出される本信託契約の計算のための概念金額をいいます。

2. 仕組み図及び取引の概要等



取引の概要

- ① 山陰合同銀行、栃木銀行、中京銀行、福岡中央銀行、熊本ファミリー銀行、八千代銀行、西武信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、京都信用金庫、大阪東信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫及び淡路信用金庫は、中小公庫の規定する地域金融機関 CLO 募集要項の定めならびに平成 16 年 11 月若しくは 12 月に中小公庫と各参加金融機関との間でそれぞれ締結した本基本契約に従い、原債務者と本金銭消費貸借契約を締結し、それによって平成 17 年 3 月 22 日にそれぞれ貸付を実施し、中小公庫と各参加金融機関との間の本貸付債権売買契約に従い、当該貸付債権につき中小公庫へ譲渡を行う予定です。
- ② 中小公庫は、三菱信託との間で、平成 17 年 3 月 1 日付けで、本信託契約を締結し、同契約に基づき、信託債権たる貸付債権を信託譲渡する予定です。本信託契約の当初の受益者は、全ての受益権について中小公庫です。なお、各参加金融機関から中小公庫の債権譲渡及び中小公庫から三菱信託への信託譲渡に関し、信託設定日までに各貸付債権につき各原債務者による確定日付のある異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。
- ③ 中小公庫は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、三菱信託より信託業務の一部を受託し、信託設定後も自己の有する貸付債権と同様にサービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととされています。また、中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各参加金融機関へ当該参加金融機関が各原債務者に対して貸し付けた債権に関して、信託業務の一部を再委託し、各参加金融機関が当該債権については、サービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととしています。
- ④ 中小公庫は、本信託契約の当初受益者として、優先受益権、メザニン受益権、ジュニアメザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権(A)、ジュニア劣後受益権(B)、ジュニア劣後受益権(C)、ジュニア劣後受益権(D)、ジュニア劣後受益権(E)、ジュニア劣後受益権(F)、ジュニア劣後受益権(G)、ジュニア劣後受益権(H)、ジュニア劣後受益権(I)、ジュニア劣後受益権(J)、ジュニア劣後受益権(K)、ジュニア劣後受益権(L)、ジュニア劣後受益権(M)及びジュニア劣後受益権(N)の 18 種類の受益権を取得し、そのうち優先受益権、メザニン受益権及び

ジュニアメザニン受益権を、投資家への販売を目的とする信託受益権販売業者たるX証券株式会社(以下「X証券」といいます。)に買い受けさせます。当該受益権の譲渡につき、受託者たる三菱信託による確定日付のある承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。

- ⑤ 中小公庫は、各ジュニア劣後受益権を、各参加金融機関へ各参加金融機関と締結するジュニア劣後受益権売買契約に従って譲渡し、当該受益権の譲渡につき、受託者たる三菱信託による確定日付のある承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。なお、シニア劣後受益権については、中小公庫が引き続き保有します。
- ⑥ 中小公庫は、各回収金支払日までに、当該回収金支払日に係る回収期間において原債務者から回収を行った回収金等を三菱信託に引渡し、又は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関をして引渡しをせしめます。三菱信託は、受領した回収金等から、本信託契約の定めに従って、各計算期日に受益権の元本及び配当の支払を行います。

3. 貸付債権信託の優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の概要

発行額	:	優先受益権	8,400,000,000円
		メザニン受益権	250,000,000円
		ジュニアメザニン受益権	320,000,000円
		合計	8,970,000,000円
		なお、上記の各受益権は、信託元本額1千万円を1口と称するものとします。	
受益権発行日	:	平成17年3月22日	
予定配当率決定日	:	平成17年3月8日	
予定最終償還日	:	平成20年4月15日	
法定最終償還日	:	平成21年4月15日ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。	
配当計算方法	:	末尾付則2に規定	
信託配当の支払日	:	計算期日(第1.「貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等」、1.「主な用語の定義」をご参照ください。ただし、初回の計算期日には信託配当の支払は行われません。)	
予定配当率	:	優先受益権	0.41%(年率)
		メザニン受益権	0.62%(年率)
		ジュニアメザニン受益権	1.07%(年率)

- 格付機関 : Moody' s 及び R&I
- 格 付 : 優先受益権～AAA (R&I) 若しくは Aaa (Moody' s)
メザニン受益権～AA (R&I) 若しくは A1 (Moody' s)
ジュニアメザニン受益権～BBB (R&I) 若しくは Baa2 (Moody' s)
格付基準は、
① 予定配当額を毎回約定通り支払えること
② 元本を法定最終償還日たる平成 21 年 4 月 15 日の計算期日
までに支払えること
- 信用補完措置 : 各取扱債権プール毎 (各参加金融機関が貸し付けた債権のプール
毎) に設定された優先/劣後構造 (中小公庫が保有するシニア劣後
受益権 (2.12 億円) 及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受
益権 (参加金融機関(A)分が 1.3 億円 (参加金融機関(A)の債権プー
ル総額に対して約 9.4%)、参加金融機関(B)分が 1.01 億円 (参加金
融機関(B)の債権プール総額に対して約 8.5%)、参加金融機関(C)分
が 0.88 億円 (参加金融機関(C)の債権プール総額に対して約
8.1%)、参加金融機関(D)分が 0.88 億円 (参加金融機関(D)のプー
ル総額に対して約 8.5%)、参加金融機関(E)分が 0.88 億円 (参加金
融機関(E)のプール総額に対して約 9.7%)、参加金融機関(F)分が
1.23 億円 (参加金融機関(F)の債権プール総額に対して約
13.7%)、参加金融機関(G)分が 0.85 億円 (参加金融機関(G)の債権
プール総額に対して約 10.6%)、参加金融機関(H)分が 0.46 億円
(参加金融機関(H)のプール総額に対して約 6.4%)、参加金融機関
(I)分が 0.8 億円 (参加金融機関(I)のプール総額に対して約
15.0%)、参加金融機関(J)分が 0.77 億円 (参加金融機関(J)の債権
プール総額に対して約 16.8%)、参加金融機関(K)分が 0.74 億円
(参加金融機関(K)の債権プール総額に対して約 16.4%)、参加金融
機関(L)分が 0.63 億円 (参加金融機関(L)のプール総額に対して約
14.4%)、参加金融機関(M)分が 0.65 億円 (参加金融機関(M)のプー
ル総額に対して約 27.1%)、参加金融機関(N)分が 0.63 億円 (参加
金融機関(N)のプール総額に対して約 28.6%))

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の償還について

(1) 元本の交付日

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の元本は、平成 17 年 7 月 15 日を初回とし、以降各計算期日を元本の交付日として、下記「(2)償還方法」の規定に基づき償還します。

(2) 償還方法

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権は下表のとおり、各計算期日に同額ずつの元本交付を行うことを予定しております。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額	ジュニアメザニン受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 17 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 20 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 20 年 4 月 15 日	703,080,000	20,925,000	26,784,000

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の譲渡の手続きについて

受益者又は本信託の受益権の譲受人が本信託の受益権を譲渡又は質入する旨を書面により申し出た場合、受託者は、当該譲渡又は質入を承諾するか否かを判断し、これを承諾する場合には、直ちに、当該譲受人又は質権者に対し、確定日付ある承諾書を交付します。この場合、確定日付の取得に必要な一切の費用は当該譲受人又は質権者の負担とします。受益者が本信託の受益権の全部又は一部を譲渡する場合、受託者は、既に受益権証書を発行している場合はこれを回収のうえ新たに受益権証書を本信託の受益権の譲受人に交付します。

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の譲渡制限について

受託者の書面による承諾なしに本商品を譲渡又は質入をすることはできません。

4. 貸付債権信託契約の概要

発行額	: ①優先受益権	8,400,000,000 円
	②メザニン受益権	250,000,000 円
	③ジュニアメザニン受益権	320,000,000 円
	④シニア劣後受益権	212,000,000 円
	⑤ジュニア劣後受益権(A)～(N)	1,171,000,000 円
	合 計	10,353,000,000 円

委託者／サービサー : 中小企業金融公庫

受託者 : 三菱信託銀行株式会社

取扱参加金融機関／サブサービサー : 山陰合同銀行、栃木銀行、中京銀行、福岡中央銀行、熊本ファミリー銀行、八千代銀行、西武信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、京都信用金庫、大阪東信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫及び淡路信用金庫

信託債権 : 各参加金融機関が原債務者に貸し付け、中小公庫が三菱信託に信託した貸付債権及びこれに付帯する一切の権利

本信託契約の期間 : 信託設定日（平成 17 年 3 月 22 日）から予定最終償還日（平成 20 年 4 月 15 日）までとします。

信託の解除 : 本信託契約においては、原則として契約期間中の解除は認められていませんが、経済情勢の変化その他相応の事由により信託目的の達成又は信託業務の遂行が一般的かつ客観的に不可能又は著しく困難となったと受託者が認めたとえ、委託者、受益者及び指定格付機関の承諾を得た場合には、受託者は、本信託契約を解除することができるものとされており、且つ受託者は、かかる解除によって生じた損害について責任を負わないものとされています。

信託の終了 : 本信託契約においては、①期間満了のほか、②上記「信託の解除」の場合、③委託者が損失補償金の全額を支払い残存するすべての本債権の交付を受けた場合、④優先受益権、メザニン受益権、ジュニアメザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合、又は、⑤本債権管理回収業務委託契約が終了した場合には、本信託は終了できるものとされています。

第2. 信託財産を構成する信託債権の概要

1. 信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要

本信託の信託財産である信託債権については、民法（明治29年法律第89号）が適用され、本金銭消費貸借契約に基づき発生し、本信託契約に基づき、信託債権の原保有者である各参加金融機関から中小公庫に譲渡され、中小公庫から受託者に信託譲渡されることにより、中小公庫を当初の受益者として信託設定されました。

本信託の設定に関しては信託法（大正11年法律第62号）が適用され、各信託債権の移転については、原債務者から確定日付ある異議なき承諾を得ることにより債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。

2. 信託債権の基本的性格

本信託の信託財産を構成する債権は、本金銭消費貸借契約に基づいて、各参加金融機関が原債務者に金銭の貸付を行うことにより生じた貸付債権です。その内容については、後記「7. 信託財産を構成する信託債権の内容」をご参照下さい。

本優先受益権の裏付けとなる信託財産を構成する債権の主な構成は以下の通りです。なお、下記の平均デフォルト確率は、CRD（モデル2）によるものです。

	参加金融機関(A)	参加金融機関(B)	参加金融機関(C)
社数	46社	50社	51社
貸付債権総額	13.9億円	11.86億円	10.93億円
1社当たり平均貸付金額	約30.2百万円	約23.7百万円	約21.4百万円
平均デフォルト確率	0.65%	0.42%	0.59%

	参加金融機関(D)	参加金融機関(E)	参加金融機関(F)
社数	53社	54社	40社
貸付債権総額	10.3億円	9.05億円	8.95億円
1社当たり平均貸付金額	約19.4百万円	約16.8百万円	約22.4百万円
平均デフォルト確率	0.56%	0.66%	0.56%

	参加金融機関(G)	参加金融機関(H)	参加金融機関(I)
社数	41社	52社	30社
貸付債権総額	7.99億円	7.15億円	5.35億円
1社当たり平均貸付金額	約19.5百万円	約13.8百万円	約17.8百万円
平均デフォルト確率	0.54%	0.36%	0.58%

	参加金融機関(J)	参加金融機関(K)	参加金融機関(L)
社数	20 社	20 社	33 社
貸付債権総額	4.58 億円	4.5 億円	4.37 億円
1 社当たり平均貸付金額	約 22.9 百万円	約 22.5 百万円	約 13.2 百万円
平均デフォルト確率	0.57%	0.58%	0.54%

	参加金融機関(M)	参加金融機関(N)
社数	11 社	8 社
貸付債権総額	2.4 億円	2.2 億円
1 社当たり平均貸付金額	約 21.8 百万円	約 27.5 百万円
平均デフォルト確率	0.57%	0.34%

3. 信託債権の沿革

信託債権は、中小公庫の定める地域金融機関 CLO 募集要項に規定する条件の下、本金銭消費貸借契約に基づき各参加金融機関が原債務者に貸付を実行することにより発生し、本貸付債権売買契約に基づき中小公庫へ譲渡され、本信託契約に基づき中小公庫から受託者に平成 17 年 3 月 22 日に信託設定される予定です。

上記本貸付債権売買契約及び本信託契約に基づき、債権者が各参加金融機関から受託者に代わる他は、債権の基本的性格に変更はありません。また、信託債権の回収事務等については、本債権管理回収業務委託契約ならびに本債権管理回収業務再委託契約に基づき、受託者は中小公庫に、中小公庫は各参加金融機関に、事務委託しております。

中小公庫は、本信託契約において、本信託契約に従って中小公庫が三菱信託に対して信託譲渡した貸付債権に関し、中小公庫において、又は各参加金融機関をして抗弁権を発生させることとなる一切の行為を行わない又は行わせないこと及び貸付債権の第三者への譲渡や担保権設定等を行わない又は行わせないことを約束しています。

4. 信託債権の関係法人

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者は、中小公庫です。中小公庫は、昭和 28 年 8 月 20 日に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。中小公庫は、受託者に対し貸付債権の信託譲渡を行った後、受託者から信託債権の回収事務の委託を受け、さらに各参加金融機関へ当該回収事務の委託を行い、これを代行せしめます。また、シニア劣後受益権については、中小公庫が保有者となります。

各参加金融機関は、債権管理回収業務再委託契約に基づく中小公庫からの委託を受け、サービサーとして回収業務を行います。

5. 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

本信託の信託財産を構成する信託債権の私法上の効力については、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の適用を受けるところ、契約自由の原則により、特段の事情のない限り、契約当事者間の本金銭消費貸借契約に定めるところによります。

信託債権の債務者である原債務者の破産・強制執行等に関しては、破産法（平成 16 年法律第 75

号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、商法(会社整理及び特別清算の場合)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)の適用を受けます。破産法は、原債務者がその債務を完済することができない場合に、原債務者の総財産を債権者に公平に弁済する手続を規定する法律です。会社更生法は、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする会社更生手続を規定する法律です。民事再生法は、経済的窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生をはかることを目的とする民事再生手続を規定する法律です。会社整理及び特別清算の場合、商法中の当該手続を定める条項が適用されます。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。

6. 信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要

(1) 中小公庫の事業概況

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者である中小公庫は昭和28年8月20日に中小企業金融公庫法に基づき設立された政策金融機関でありその資本金は平成16年7月30日現在において1,455,279百万円です。平成16年7月1日より、中小公庫は国内61営業部店を通じて融資業務及び証券化支援業務、信用保険業務を行っています。

(2) 中小公庫の証券化支援業務

中小公庫は、中小企業金融公庫法の改正により、平成16年7月1日より貸付債権等の証券化が可能となり、民間金融機関等による証券化手法を活用した中小企業に対する融資の取り組みを支援する証券化支援業務に取り組んでいます。平成16年7月より新たに開始した証券化支援業務には(1)単独では証券化が困難な民間金融機関等の無担保貸付債権等を中小公庫が譲り受け証券化する業務(買取型)、(2)民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に、中小公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の一部買取業務等を行う業務(保証型)があります。

また、中小公庫では、(3)中小公庫自らが中小企業の皆様に対する無担保貸付や無担保社債の取得を行い、それを証券化する業務(自己型)にも新たに取り組んでいます。

これらの証券化手法を活用した業務は、いずれも中小企業の皆様の無担保による長期資金の調達、資金調達手段の多様化を支援することを目的としています。

7. 信託財産を構成する信託債権の内容

貸付債権

本信託の信託財産を構成する貸付債権は全て上記3.に述べた手続によって発生した債権であり、平成17年7月以降3ヶ月毎に一定金額を分割払いする貸付債権です。

8. 第三者による信託財産の評価

第三者による信託財産の評価は実施しておりません。

<信託債権に係る属性データ>

1. 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
2. 貸付金額の単位は百万円です。

<業種分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
建設業	80	15.8%	1,448	14.0%
製造業	180	35.5%	4,054	39.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.4%	20	0.2%
情報通信業	8	1.6%	130	1.3%
運輸業	40	7.9%	730	7.1%
卸売・小売業	117	23.1%	2,452	23.7%
金融・保険業	1	0.2%	10	0.1%
不動産業	11	2.2%	267	2.6%
飲食店、宿泊業	14	2.8%	305	2.9%
教育、学習支援業	4	0.8%	60	0.6%
サービス業	50	9.9%	877	8.5%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<地域分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
栃木県	27	5.3%	485	4.7%
埼玉県	3	0.6%	50	0.5%
東京都	47	9.3%	1,085	10.5%
神奈川県	1	0.2%	30	0.3%
愛知県	118	23.3%	2,281	22.0%
三重県	3	0.6%	70	0.7%
滋賀県	8	1.6%	120	1.2%
京都府	33	6.5%	540	5.2%
大阪府	86	17.0%	2,278	22.0%
兵庫県	89	17.6%	1,790	17.3%
岡山県	2	0.4%	60	0.6%
広島県	5	1.0%	65	0.6%
鳥取県	18	3.6%	302	2.9%
島根県	14	2.8%	302	2.9%
福岡県	34	6.7%	447	4.3%
熊本県	19	3.7%	448	4.3%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<貸付額分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
1千万円以下	224	44.2%	2,240	21.6%
1千万円超 2千万円以下	146	28.8%	2,802	27.1%
2千万円超 3千万円以下	76	15.0%	2,241	21.6%
3千万円超 4千万円以下	6	1.2%	230	2.2%
4千万円超 5千万円以下	51	10.1%	2,550	24.6%
5千万円超 6千万円以下	2	0.4%	120	1.2%
6千万円超 7千万円以下	1	0.2%	70	0.7%
7千万円超 10千万円以下	1	0.2%	100	1.0%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<売上高分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0億円超 1億円以下	3	0.6%	30	0.3%
1億円超 5億円以下	254	50.1%	3,658	35.3%
5億円超 10億円以下	121	23.9%	2,860	27.6%
10億円超 15億円以下	55	10.8%	1,425	13.8%
15億円超 20億円以下	22	4.3%	575	5.6%
20億円超 25億円以下	12	2.4%	405	3.9%
25億円超 30億円以下	12	2.4%	460	4.4%
30億円超 35億円以下	9	1.8%	260	2.5%
35億円超 40億円以下	3	0.6%	70	0.7%
40億円超 45億円以下	2	0.4%	60	0.6%
45億円超 50億円以下	3	0.6%	130	1.3%
50億円超 100億円以下	7	1.4%	250	2.4%
100億円超	4	0.8%	170	1.6%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<資本の部>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0千万円超 0.5千万円以下	10	2.0%	125	1.2%
0.5千万円超 1千万円以下	22	4.3%	255	2.5%
1千万円超 1.5千万円以下	30	5.9%	433	4.2%
1.5千万円超 2千万円以下	24	4.7%	335	3.2%
2千万円超 3千万円以下	57	11.2%	925	8.9%
3千万円超 4千万円以下	55	10.8%	893	8.6%
4千万円超 5千万円以下	36	7.1%	700	6.8%
5千万円超 6千万円以下	30	5.9%	697	6.7%
6千万円超 7千万円以下	27	5.3%	624	6.0%
7千万円超 8千万円以下	32	6.3%	744	7.2%
8千万円超 10千万円以下	28	5.5%	580	5.6%
10千万円超 15千万円以下	58	11.4%	1,250	12.1%
15千万円超 20千万円以下	34	6.7%	877	8.5%
20千万円超 30千万円以下	24	4.7%	575	5.6%
30千万円超 50千万円以下	17	3.4%	540	5.2%
50千万円超	23	4.5%	800	7.7%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<自己資本比率>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 5.0% 以下	16	3.2%	330	3.2%
5.0% 超 7.0% 以下	43	8.5%	985	9.5%
7.0% 超 9.0% 以下	34	6.7%	820	7.9%
9.0% 超 11.0% 以下	46	9.1%	1,035	10.0%
11.0% 超 13.0% 以下	45	8.9%	920	8.9%
13.0% 超 15.0% 以下	43	8.5%	933	9.0%
15.0% 超 17.0% 以下	36	7.1%	832	8.0%
17.0% 超 20.0% 以下	44	8.7%	965	9.3%
20.0% 超 25.0% 以下	60	11.8%	1,100	10.6%
25.0% 超 30.0% 以下	44	8.7%	848	8.2%
30.0% 超 40.0% 以下	54	10.7%	933	9.0%
40.0% 超 50.0% 以下	26	5.1%	415	4.0%
50.0% 超	16	3.2%	237	2.3%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<有利子負債月商倍率>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0 倍超 1.0 倍以下	44	8.7%	805	7.8%
1.0 倍超 2.0 倍以下	56	11.0%	997	9.6%
2.0 倍超 3.0 倍以下	62	12.2%	1,290	12.5%
3.0 倍超 4.0 倍以下	65	12.8%	1,263	12.2%
4.0 倍超 5.0 倍以下	62	12.2%	1,364	13.2%
5.0 倍超 6.0 倍以下	57	11.2%	1,193	11.5%
6.0 倍超 7.0 倍以下	42	8.3%	914	8.8%
7.0 倍超 8.0 倍以下	27	5.3%	620	6.0%
8.0 倍超 9.0 倍以下	28	5.5%	605	5.8%
9.0 倍超 10.0 倍以下	18	3.6%	335	3.2%
10.0 倍超 11.0 倍以下	19	3.7%	395	3.8%
11.0 倍超 12.0 倍以下	4	0.8%	115	1.1%
12.0 倍超	23	4.5%	457	4.4%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<売上高経常利益率>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 0.3% 以下	69	13.6%	1,385	13.4%
0.3% 超 0.6% 以下	58	11.4%	1,068	10.3%
0.6% 超 0.9% 以下	58	11.4%	1,220	11.8%
0.9% 超 1.2% 以下	42	8.3%	910	8.8%
1.2% 超 1.5% 以下	39	7.7%	870	8.4%
1.5% 超 1.8% 以下	22	4.3%	550	5.3%
1.8% 超 2.1% 以下	23	4.5%	425	4.1%
2.1% 超 2.4% 以下	23	4.5%	469	4.5%
2.4% 超 2.7% 以下	13	2.6%	338	3.3%
2.7% 超 3.0% 以下	14	2.8%	377	3.6%
3.0% 超 5.0% 以下	63	12.4%	1,312	12.7%
5.0% 超 7.0% 以下	36	7.1%	556	5.4%
7.0% 超 10.0% 以下	23	4.5%	452	4.4%
10.0% 超	24	4.7%	421	4.1%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<売上高支払利息割引料率>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 0.2% 以下	38	7.5%	700	6.8%
0.2% 超 0.4% 以下	56	11.0%	897	8.7%
0.4% 超 0.6% 以下	56	11.0%	1,120	10.8%
0.6% 超 0.8% 以下	48	9.5%	820	7.9%
0.8% 超 1.0% 以下	61	12.0%	1,335	12.9%
1.0% 超 1.2% 以下	48	9.5%	1,151	11.1%
1.2% 超 1.4% 以下	43	8.5%	943	9.1%
1.4% 超 1.6% 以下	33	6.5%	620	6.0%
1.6% 超 1.8% 以下	29	5.7%	785	7.6%
1.8% 超 2.0% 以下	20	3.9%	400	3.9%
2.0% 超 2.2% 以下	16	3.2%	315	3.0%
2.2% 超 2.5% 以下	17	3.4%	377	3.6%
2.5% 超 3.0% 以下	21	4.1%	380	3.7%
3.0% 超	21	4.1%	510	4.9%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

<貸付金月商倍率>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0 倍超 0.1 倍以下	37	7.3%	760	7.3%
0.1 倍超 0.2 倍以下	66	13.0%	1,210	11.7%
0.2 倍超 0.3 倍以下	83	16.4%	1,745	16.9%
0.3 倍超 0.4 倍以下	54	10.7%	960	9.3%
0.4 倍超 0.5 倍以下	63	12.4%	1,427	13.8%
0.5 倍超 0.6 倍以下	36	7.1%	725	7.0%
0.6 倍超 0.7 倍以下	33	6.5%	705	6.8%
0.7 倍超 0.8 倍以下	34	6.7%	645	6.2%
0.8 倍超 0.9 倍以下	33	6.5%	710	6.9%
0.9 倍超 1 倍以下	19	3.7%	430	4.2%
1 倍超 1.1 倍以下	19	3.7%	365	3.5%
1.1 倍超	30	5.9%	671	6.5%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

第3. 信託財産を構成する信託債権の状況

1. 信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産の管理の概況については記載する内容がありません。

2. 損失及び延滞の状況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産に係る損失及び延滞の状況については記載する内容がありません。なお、信託債権に関する今後の損失及び延滞の参考資料として以下を掲げます。

信託債権の信用に関する情報

- 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
- 貸付金額の単位は百万円です。

<CRD(モデル2) デフォルト確率分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 0.1% 以下	5	1.0%	60	0.6%
0.1% 超 0.2% 以下	60	11.8%	924	8.9%
0.2% 超 0.3% 以下	83	16.4%	1,378	13.3%
0.3% 超 0.4% 以下	76	15.0%	1,562	15.1%
0.4% 超 0.5% 以下	60	11.8%	1,249	12.1%
0.5% 超 0.6% 以下	54	10.7%	1,235	11.9%
0.6% 超 0.7% 以下	33	6.5%	685	6.6%
0.7% 超 0.8% 以下	35	6.9%	665	6.4%
0.8% 超 0.9% 以下	21	4.1%	580	5.6%
0.9% 超 1.0% 以下	19	3.7%	485	4.7%
1.0% 超 1.1% 以下	12	2.4%	280	2.7%
1.1% 超 1.2% 以下	16	3.2%	400	3.9%
1.2% 超 1.3% 以下	14	2.8%	255	2.5%
1.3% 超 1.4% 以下	7	1.4%	250	2.4%
1.4% 超	12	2.4%	345	3.3%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

単純平均 0.54%/加重平均 0.60%

<RDB・中小企業クレジットモデルデフォルト確率分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 0.1% 以下	27	5.3%	405	3.9%
0.1% 超 0.2% 以下	55	10.8%	957	9.2%
0.2% 超 0.3% 以下	52	10.3%	923	8.9%
0.3% 超 0.4% 以下	51	10.1%	950	9.2%
0.4% 超 0.5% 以下	41	8.1%	820	7.9%
0.5% 超 0.6% 以下	45	8.9%	998	9.6%
0.6% 超 0.7% 以下	26	5.1%	485	4.7%
0.7% 超 0.8% 以下	31	6.1%	690	6.7%
0.8% 超 0.9% 以下	26	5.1%	510	4.9%
0.9% 超 1.0% 以下	22	4.3%	565	5.5%
1.0% 超 1.1% 以下	26	5.1%	652	6.3%
1.1% 超 1.2% 以下	21	4.1%	445	4.3%
1.2% 超 1.3% 以下	19	3.7%	388	3.7%
1.3% 超 1.4% 以下	11	2.2%	230	2.2%
1.4% 超	54	10.7%	1,335	12.9%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

単純平均 0.70%/加重平均 0.76%

<リスクカルク日本版v3.1デフォルト確率分布>

	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
0.0% 超 0.1% 以下	61	12.0%	1,226	11.8%
0.1% 超 0.2% 以下	67	13.2%	1,442	13.9%
0.2% 超 0.3% 以下	90	17.8%	1,682	16.2%
0.3% 超 0.4% 以下	80	15.8%	1,643	15.9%
0.4% 超 0.5% 以下	80	15.8%	1,638	15.8%
0.5% 超 0.6% 以下	32	6.3%	574	5.5%
0.6% 超 0.7% 以下	22	4.3%	555	5.4%
0.7% 超 0.8% 以下	22	4.3%	495	4.8%
0.8% 超 0.9% 以下	16	3.2%	380	3.7%
0.9% 超 1.0% 以下	8	1.6%	180	1.7%
1.0% 超 1.1% 以下	5	1.0%	90	0.9%
1.1% 超 1.2% 以下	4	0.8%	90	0.9%
1.2% 超 1.3% 以下	4	0.8%	55	0.5%
1.3% 超 1.4% 以下	2	0.4%	30	0.3%
1.4% 超	14	2.8%	273	2.6%
総計	507	100.0%	10,353	100.0%

単純平均 0.42%/加重平均 0.42%

第4. 信託財産を構成する貸付債権について

1. 募集要項

信託契約に基づき三菱信託に信託譲渡される貸付債権は、地域金融機関 CLO 募集要項に基づき実施されたものです。地域金融機関 CLO 募集要項には、下記の内容が記載されております。

地域金融機関 CLO 募集要項

1 募集期間

平成 16 年 12 月 1 日（水）から平成 17 年 2 月 15 日（火）とする。

2 貸付先の対象要件

次の(1)～(6)の全てを満たす先とする。

- (1) 中小企業金融公庫法第 2 条に規定する中小企業者であること。
- (2) 青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。
- (3) 業歴 3 年以上であり、かつ、原則 2 期連続の正常決算（各 12 ヶ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併内容が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る。）を有すること。
- (4) 数値基準
提出を受けた直近決算の数値が、次の各号の全てを満たす先であること。
 - イ 債務超過でないこと。
 - ロ 経常利益を計上していること。
 - ハ 今次申込額の月商倍率（今次申込額／平均月商）が 1.2 倍以下であること。
 - ニ 参加金融機関等が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。
- (5) 参加金融機関等の与信取引歴が新規の場合、原則として公認会計士又は監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられること、又は日本税理士会連合会の中小会社会計基準チェックリストの提出を受けられること。
- (6) 参加金融機関等の審査と中小公庫の審査のいずれをも通過すること。

3 貸付の要件

- (1) 資金用途
設備資金及び長期運転資金とする。ただし、原則として旧債返済資金は認めない。
- (2) 貸付の方法
証書貸付とする。
- (3) 貸付金額の上限及び下限
貸付金の限度額は、1 貸付先につき 1 千万円以上 1 億円以下の範囲において、参加金融機関等が定める額とする。ただし 100 万円単位とする。
なお、関連会社(注)と合わせた貸付金の合計額は 1 億円以下とする。
(注) 関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいう。
- (4) 利率

- 未定。ただし、固定利率とする。
なお、利率の上限は年 10%とする。
- (5) 利息の支払方法
前払方式とする。
- (6) 償還期限
平成 20 年 3 月 25 日（予定）とする。
- (7) 償還の方法
元金均等償還。3 ヶ月毎にそれぞれ割賦償還とする（償還回数は全 12 回）。
- (8) 担保
担保は徴さないこととする。
- (9) 保証人
経営者及び実質的に経営を支配している者以外の保証人は徴さないこととする。
- (10) 貸付予定日
貸付の実行予定日（注）は、平成 17 年 3 月 20 日とする。ただし、市場環境等により変更されることがあるものとする。
（注）貸付の実行予定日とは貸付受入金の払出日とする。
- (11) その他
貸付先数若しくは貸付総額が一定数以上に満たない場合、又は金融環境等の変化によって、本 CLO 案件は中止されることがあるものとする。

なお、上記内容は募集要項制定時のもので、実際の貸付実行予定日は平成 17 年 3 月 22 日、償還期限は平成 20 年 3 月 20 日となっています。

2. 貸付債権に関する表明及び保証

中小公庫と三菱信託は、本信託契約の締結日及び信託設定日において、信託される各貸付債権（信託債権）に関して、以下の事項が真実に相違ないことを前提に本信託契約を締結しています。また、その前提として、中小公庫は、本貸付債権売買契約において、売主である各参加金融機関から、各貸付債権に関して同内容の事項が真実に相違ないことにつき表明及び保証を受けています。

- (1) 本金銭消費貸借契約は日本法を準拠法とし、当該契約の締結及び履行は重要な事項において法令又は規制に違反していないこと。
- (2) 信託債権並びに本金銭消費貸借契約上の権利及び義務は、いずれも移転又は譲渡が禁止されず、かつ、当該移転又は譲渡について、原債務者に対する事前の通知又は原債務者の承諾を必要としないこと。
- (3) 本金銭消費貸借契約は、本信託契約に添付される「金銭消費貸借契約証書」（追加約定書を含みます。）の様式により行うものとし、かつ、当該金銭消費貸借契約の内容について重大な変更、追加又は削除を行う旨の合意がなされていないこと。
- (4) 信託債権は、地域金融機関 CLO 募集要項に掲げる要件のすべてを満たしており、かつ、取扱参加金融機関の通常の与信基準に照らして適合的であること

- (5) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、取扱参加金融機関のみに帰属し、取扱参加金融機関のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は委託者のみに帰属し、委託者のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。
- (6) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、担保又はその予約の対象になっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、担保（一般担保を除く。）又はその予約の対象になっていないこと。
- (7) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、委託者以外の第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、取扱参加金融機関が委託者以外の第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、委託者が第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。
- (8) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。
- (9) 信託債権について、本金銭消費貸借契約に規定する期限の利益喪失事由が生じていないこと。
- (10) 本金銭消費貸借契約は正当に権限ある者により締結され、信託債権は原債務者に対して当該金銭消費貸借契約の条項に従って強制執行可能な原債務者の適法、有効かつ拘束力のある義務を構成し、かつ、執行可能であること。原債務者は、当該金銭消費貸借契約の成立若しくは有効性又は当該金銭消費貸借契約上負担する債務金額について争っておらず、また原債務者は、債権に対する無効、取消し、解除、相殺（本金銭消費貸借契約に基づき原債務者が有する相殺の抗弁を除く。）その他一切の抗弁を有するものではないこと。
- (11) 本金銭消費貸借契約に基づき、取扱参加金融機関から原債務者に対して、当該金銭消費貸借契約の実行日において貸付金が全額交付されており、取扱参加金融機関は追加の資金交付の義務を負っていないこと。

第 5. 信託財産を構成する貸付債権の移転等

1. 中小公庫及び三菱信託は、信託の目的に従って中小公庫の保有する貸付債権を三菱信託に対して担保目的によらず真正に譲渡し、それにより信託法第 1 条に規定する信託を設定する意図をもって、本信託契約に基づく信託及びその引受けを行います。
2. 中小公庫は、参加金融機関より譲り受けた貸付債権及びこれらに付帯する一切の権利を、信託設定日に三菱信託に移転することによりこれらを信託し、三菱信託はこれを引き受けました。
3. 中小公庫は、信託債権の全部又は一部が取立不能とされる場合においても、かかる信託債権の支払に関し、三菱信託に対し何らの責任を負うものではありません。

第 6. 信託元本及び収益の定義

1. 信託元本
本信託においては、信託債権の元本及びその価値代替物を信託元本とします。
2. 信託収益
本信託においては、利息、損害金その他信託財産から生じる利益及びその価値代替物を信託収益とします。

第7. 信託財産を構成する信託債権の回収方法

三菱信託は本債権管理回収業務委託契約に基づき中小公庫に対して、さらに中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関に対して、信託債権たる貸付債権の管理回収事務を委任しております。中小公庫は、これに基づき善良なる管理者の注意をもって、受益者のために忠実に貸付債権の管理回収を行います。

参加金融機関は、中小公庫の委託を受け、三菱信託が制定する信託債権回収マニュアル（以下「信託債権回収マニュアル」といいます。）に従い、信託債権の管理回収事務等を遂行します。

なお、元金の返済及び利息の通常の支払は、各本金銭消費貸借契約上の支払期日において、各本金銭消費貸借契約に基づく指定預金口座からの引落としの方法により回収されます。

三菱信託は、計算期日を基準日として、三菱信託が別途定める信託財産の状況に関する報告書を作成し、計算期日に各受益者に交付します。

(a) 通常の回収に関する事務

- (i) 参加金融機関は、各本金銭消費貸借契約上の元本及び利息の支払期日に、債務者の指定口座からの口座引落その他の方法により元本及び利息を回収します。
- (ii) 参加金融機関は、回収期間内に債務者から回収した元本、利息及びその他回収金（期限前返済の元本、利息及び損害金等）を取りまとめ、回収状況報告日までに中小公庫及び三菱信託に回収状況等の報告をした上で、回収金支払日までに回収金口座へ送金します。ただし、初回については、信託設定日までに回収した回収金等を信託設定日に三菱信託に支払うものとします。
- (iii) 中小公庫は、回収状況報告日までに、信託債権回収マニュアルに従い、回収金支払日における回収金等の金額及び原債務者の状況を三菱信託に報告します。

(b) 延滞債権等に関する事務

- (i) 中小公庫又は参加金融機関は、信託債権について、次の各号に定める事由が生じた場合には、中小公庫の場合は三菱信託に、参加金融機関の場合は中小公庫及び三菱信託に対し、遅滞なくその事実を報告します。
 - ① 信託債権の原債務者からの信託債権の期限前返済の通知があった場合その他信託債権の原債務者に対し何らかの諸変更・諸手続が必要となった場合
 - ② 本金銭消費貸借契約に定める期限の利益喪失事由の発生その他信託債権の取立不能、若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (ii) 原債務者が信託債権の元本の返済又は利息の支払を遅滞した場合には、参加金融機関は、信託債権につき延滞が判明した時点で、遅滞が事務上の過誤に起因することが明らかで、直ちに支払いがなされることが確実である場合を除き、口頭で債務者及び連帯保証人に対し支払いを督促します。かかる督促にもかかわらず当該元本の返済又は利息の支払が3ヶ月以上なされない場合、参加金融機関は、速やかに当該長期延滞信託債権に関する状況等を記載した書面（以下、「延滞信託債権等状況報告書」といいます。）の原本を三菱信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとします。また、その後も返済がなされない状況が継続した場合は、参加金融機関は、3ヶ月毎に延滞債権等状

況報告書を上記と同様の方法で三菱信託及び中小公庫あてに提出します。参加金融機関は、下記(iii)～(iv)により期限の利益を喪失した先についても、完済となるまでは、3ヶ月毎に延滞信託債権等状況報告書を提出することとします。

(iii) 金銭消費貸借契約上の請求による期限の利益喪失事由が生じた場合、参加金融機関は、速やかに延滞信託債権等状況報告書の原本を三菱信託あて、その写しを中小公庫あてに提出します。中小公庫はその対応を決定し、請求喪失に係る通知書をもって参加金融機関あてに通知します。請求喪失に係る通知書に基づき、金銭消費貸借契約上の請求による期限の利益喪失を行う場合は、参加金融機関が次により手続を行います。

(イ) 参加金融機関は、債務者及び連帯保証人あてに「期限の利益請求喪失通知書」を作成し、三菱信託あて「調印依頼書」をもって三菱信託の調印を得るものとします。調印後、三菱信託は「期限の利益請求喪失通知書」の原本を参加金融機関あて、その写しを中小公庫あてに送付します。

(ロ) 参加金融機関は、(イ)により作成した文書を配達証明付き内容証明郵便で送付する方法等により、請求による期限の利益喪失を行います。事後、参加金融機関は、①繰上償還の指示を行った旨を記載した延滞信託債権等状況報告書の原本を三菱信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとし、②あわせて、期限の利益喪失及びその日付けが確認できる書類（内容証明郵便及び配達証明はがき等）の写しを、三菱信託及び中小公庫あてに提出することとします。

なお、繰上償還の指示を行わず、その後も請求による期限の利益喪失事由に該当し続けている場合も、前回報告書提出後3ヶ月毎に延滞信託債権等状況報告書を三菱信託及び中小公庫あてに提出することとします。

(iv) 金銭消費貸借契約上当然に期限の利益を喪失する事由が生じた場合、参加金融機関は、速やかに延滞信託債権等状況報告書の原本を三菱信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとします。

(v) 参加金融機関は、信託契約に従い、期限の利益を喪失した債権の現状有姿交付を受けようとする場合は、「現状有姿交付申請書」を作成のうえ、その原本を三菱信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとします。三菱信託は、この場合、中小公庫の指示を受け、「現状有姿交付通知書」をもって参加金融機関に通知し、中小公庫あてにその写しを送付します。なお、参加金融機関は、現状有姿交付を受ける場合は、「債権者変更のお知らせ」を作成し、三菱信託あて「調印依頼書」をもって調印を申請するものとします。調印後、三菱信託は「債権者変更のお知らせ」の原本を参加金融機関あて、その写しを中小公庫あてに送付します。参加金融機関は調印済みの「債権者変更のお知らせ」につき配達証明付き内容証明郵便で送付します。

第8. 信託財産からの支出

1. 各勘定の定義

(1) 回収金勘定

三菱信託が、信託債権から回収される回収金等を受取る際に記帳され、下記に記載する元本勘定及び利息勘定への振替の基となる勘定をいいます。

(2) 元本勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、三菱信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託債権の回収金等のうち元本相当額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される勘定をいいます。

(3) 利息勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、三菱信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託における運用利息の記帳並びに、信託債権の回収金等のうち元本相当額以外の金額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される金額をいいます。

2. 支払又は積立の順序

(1) 信託設定日の支払

三菱信託は、本信託設定日において、利息勘定に記帳された金銭から、信託債権に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用を支払います。

(2) 信託設定日及び予定最終償還日前の支払

(i) 利息勘定からの支払

三菱信託は、本信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期日において利息勘定に記帳されている金銭から、当該計算期日において利息勘定に留保される金銭（利息收受金に当たる金銭で、当該計算期日直前の回収状況報告日（初回計算期日のみ初回回収状況報告日）において報告された、本金銭消費貸借契約の定める利息の支払方法に従って当該計算期間中に回収された原債権の先払い利息相当額）及び当該計算期日における利息金等留保金額（末尾付則4に従って計算される。）を控除した金額を上限として、以下の順に、信託契約に定めるところに従い支払を行います。ただし、第①号ないし第⑥号について、当該計算期日前に支払期日の到来するものは、三菱信託は利息勘定内の金銭からその都度支払うことができるものとします。なお、第⑩号ないし第⑱号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑬号ないし第⑲号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑳号ないし第㉑号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとします。

① 直前の計算期日までに未払の信託債権に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸

費用

- ② 当該計算期日に係る計算期間の信託債権に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用
- ③ 直前の計算期日までに未払の信託報酬
- ④ 当該計算期日に収受すべき信託報酬
- ⑤ 直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑥ 当該計算期日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑦ 優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑧ 優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑨ 支払うべき優先受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払」第②号、第③号の順に支払うものとします。）
- ⑩ メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑪ メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑫ 支払うべきメザニン受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払」第⑤号、第⑥号の順に支払うものとします。）
- ⑬ ジュニアメザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑭ ジュニアメザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑮ 支払うべきジュニアメザニン受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払」第⑧号、第⑨号の順に支払うものとします。）
- ⑯ シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑰ シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑱ 支払うべきシニア劣後受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払」第⑪号、第⑫号の順に支払うものとします。）
- ⑲ 残額の利息勘定への留保

(ii) 元本勘定からの支払

三菱信託は、本信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期日において元本勘定に記帳されている金額から当該計算期日における元本留保金額（末尾付則 5 に従って計算される。）を控除した金額を上限として、信託契約に定めるところに従い、以下のとおり元本の交付又は配当の支払を行うものとします。ただし、第④号ないし第⑫号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受

益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑦号ないし第⑫号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑩号ないし第⑫号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権に対する元本の交付は、1口当たり1,000円単位で、シニア劣後受益権及び各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付は、各受益権当たり1,000円単位でそれぞれ行われるものとし、1,000円に満たないために交付されない金銭は元本勘定に留保されます。

- ① 前記「(i)利息勘定からの支払」第①号ないし第⑧号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i)利息勘定からの支払」第①号から同第⑧号まで順に支払うものとし、）
- ② 優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ③ 優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則3に定められます。）
- ④ 前記「(i)利息勘定からの支払」第⑩号及び第⑪号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i)利息勘定からの支払」第⑩号、同第⑪号の順に支払うものとし、）
- ⑤ メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑥ メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則3に定められます。）
- ⑦ 前記「(i)利息勘定からの支払」第⑬号及び第⑭号により支払うべき金額について利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i)利息勘定からの支払」第⑬号、同第⑭号の順に支払うものとし、）
- ⑧ ジュニアメザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑨ ジュニアメザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則3に定められます。）
- ⑩ 前記「(i)利息勘定からの支払」第⑯号及び第⑰号により支払うべき金額について利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i)利息勘定からの支払」第⑯号、同第⑰号の順に支払うものとし、）
- ⑪ シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑫ シニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則3に定められます。）
- ⑬ 各ジュニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付及び当該計算期日に支払われるべき元本の交付（直前の計算期日までに未払の元本が優先して交付されるものとし、）交付されるべき元本の額は末尾付則3に定められます。ただし、本号に基づく元本の交付は、(i) ①当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される②当該計算期日に係る計算期間の初日における当期長期延滞信託債権の残元本額、③信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及び④その直前の計算

期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、(ii) ①当該計算期日における当該取扱債権プールの残存元本額に②当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行われるものとします。かかる交付の金額が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。なお、受託者は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。)

⑭ 残額の元本勘定への留保

(3) 信託終了時の取扱

(i) 本信託契約の期間満了、本信託契約の解除、中小公庫による損失補償金の全額の支払いにより残存するすべての信託債権の交付を受けた場合、優先受益権、メザニン受益権、ジュニアメザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合又は本債権管理回収業務委託契約が終了した場合、本信託は終了できるものとし、その場合、三菱信託は、以下に従い処理するものとします。

(ii) 利息勘定からの支払

三菱信託は、信託終了日（ただし、本信託の期間が延長される場合を除く。後記「(4) 本信託の期間が延長された場合の支払」参照。）において利息勘定に記帳されている金銭から利息金等留保金額を控除した金額を上限として、以下の順に支払を行います。

- ① 直前の計算期日までに未払の信託債権に係る租税その他信託業務を処理に必要な諸費用
- ② 信託終了日に係る計算期間の信託債権に係る租税その他信託業務を処理に必要な諸費用
- ③ 直前の計算期日までに未払の信託報酬
- ④ 信託終了日に収受すべき信託報酬
- ⑤ 直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑥ 信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑦ 優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑧ 優先受益権の信託終了日に支払うべき配当金
- ⑨ 支払われるべき優先受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第②号、第③号の順に支払うものとします。）
- ⑩ メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑪ メザニン受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

- ⑫ 支払われるべきメザニン受益権の元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑤号、第⑥号の順に支払うものとします。）
- ⑬ ジュニアメザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑭ ジュニアメザニン受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑮ 支払われるべきジュニアメザニン受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑧号、第⑨号の順に支払うものとします。）
- ⑯ シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑰ シニア劣後受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑱ 支払われるべきシニア劣後受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑩号、第⑪号の順に支払うものとします。）

(iii) 元本勘定からの支払

三菱信託は、信託終了日において、元本勘定に記帳されている金銭から元本留保金額を控除した金額を上限として、以下の順に支払を行います。

- ① 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第①号ないし第⑧号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第①号から同第⑧号まで順に支払うものとします。）
- ② 優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ③ 優先受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）
- ④ 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑩号及び第⑪号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑩号、同第⑪号の順に支払うものとします。）
- ⑤ メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑥ メザニン受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）
- ⑦ 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑬号及び第⑭号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑬号、同第⑭号の順に支払うものとします。）
- ⑧ ジュニアメザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑨ ジュニアメザニン受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）
- ⑩ 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑯号及び第⑰号により支払うべき金額について利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑯号、同第⑰号の順に支払うものとします。）
- ⑪ シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

⑫ シニア劣後受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則3に定められます。）

⑬ 各取扱債権プールの各元本留保金額（計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。）相当額の、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者への元本の交付

(iv) 三菱信託は、前記「(iii) 元本勘定からの支払」の後、元本勘定に記帳された金銭及び利息勘定に記帳された金銭から、各取扱債権プールの各利息金等留保金額（計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。本項において以下同じ。）相当額を、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者に、ジュニア劣後受益権の元本の交付として、ジュニア劣後受益権の元本が零になった場合は、ジュニア劣後受益権の配当として、それぞれ支払います。

(v) 三菱信託は、優先受益権、メザニン受益権、ジュニアメザニン受益権又はシニア劣後受益権に残元本金額が存するとき、信託に残存する信託債権のうち、優先受益権者（複数の優先受益権者がいる場合は、その元本額が最も大きな優先受益権者。以下本項において同じ。）の指定する債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとします。）を優先受益権者の指図に従って、①第三者との売却交渉を行うか（優先受益権者の指名する者に交渉を委託することができます。委託に関する選定基準及び手続は本信託契約の規定に従います。）、②競争入札を行って売却するか、又は③優先受益権者に（複数の場合は保有する受益権元本の額の割合に応じて）現状有姿のまま交付するものとし、当該残存信託債権の残存元本額に相当する優先受益権の元本額がその分償還されるものとし、ただし、優先受益権がすべて償還されているときは、(vi) 以下の処理に従うものとし、

(vi) 三菱信託は、(v) までの処理に従って、優先受益権の元本が全額償還されたときは、残存する信託債権のうち、メザニン受益権者（複数のメザニン受益権者がいる場合は、その元本額が最も大きな受益者。）の指定する債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとします。）をメザニン受益権者の指図に従って、①第三者との売却交渉を行うか（メザニン受益権者の指名する者に交渉を委託することができます。委託に関する選定基準及び手続は本信託契約の規定に従います。）、②競争入札を行って売却するか、又は③メザニン受益権者に（複数の場合は保有する受益権元本の額の割合に応じて）現状有姿のまま交付するものとし、当該残存信託債権の残存元本額に相当するメザニン受益権の元本額がその分償還されるものとし、ただし、メザニン受益権がすべて償還されているときは、(vii) 以下の処理に従うものとし、

(vii) 三菱信託は、(vi) までの処理に従って、メザニン受益権の元本が全額償還されたときは、残存する信託債権のうち、ジュニアメザニン受益権者（複数のジュニアメザニン受益権者がいる場合は、その元本額が最も大きな受益者。）の指定する債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとします。）をジュニアメザニン受益権者の指図に従って、①第三者との売却交渉を行うか（ジュニアメザニン受益権者の指名する者に交渉を委託することができます。委託に関する選定基準及び手続は本信託契約の規定に従います。）、②競争入札を行って売却するか、又は③ジュニアメザニン受益権者に（複数の場合は保有する受益権元本の額の割合に応じて）現状有姿のまま交付するものとし、当該残存信託債権の残存元本額に相当するジュニアメザニン受益権の元本額がその分償還されるものとし、ただし、ジュニアメザニン受益権がすべて償還されているときは、(viii)

以下の処理に従うものとします。

(viii) 三菱信託は、(vii) までの処理に従って、ジュニアメザニン受益権の元本が全額償還されたときは、残存する信託債権のうち、シニア劣後受益権者（複数のシニア劣後受益権者がいる場合は、その元本額が最も大きな受益者。）の指定する債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとします。）をシニア劣後受益権者の指図に従って、①第三者との売却交渉を行うか（シニア劣後受益権者の指名する者に交渉を委託することができます。委託に関する選定基準及び手続は本信託契約の規定に従います。）、②競争入札を行って売却するか又は、③シニア劣後受益権者に（複数の場合は保有する受益権元本の額の割合に応じて）現状有姿のまま交付し、当該残存信託債権の残存元本額に相当するシニア劣後受益権の元本額がその分償還されるものとします。ただし、シニア劣後受益権がすべて償還されているときは、(ix) 以下の処理に従うものとします。

(ix) 三菱信託は、(viii) までの処理に従って、シニア劣後受益権が全額償還されたときは、残存する信託債権について、各信託債権の属する取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権者に、それぞれ現状有姿のまま交付するものとし、当該残存信託債権の残存元本額に相当する各ジュニア劣後受益権の元本額がその分償還されるものとします。

(x) (v) ないし (viii) の定めに従って、残存信託債権が売却される場合、その処分代金から各受益権の元本交付を行うものとし、当該信託債権の額面金額と交付された処分代金の差額を当該受益権の元本額から減額するものとします。

(xi) (v) ないし (viii) の定めに従って売却されなかった信託債権については、三菱信託は各受益者に現状有姿で交付し、その額面金額分の受益権元本を償還します。

(xii) (v) ないし (xi) の定めに従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、三菱信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知（受託者に新たな義務を生じさせない内容に限る。）に押印することを除き、一切責任を負わないものとします。

(4) 本信託の期間が延長された場合の支払

(i) 三菱信託は、予定最終償還日において、前記「(3) 信託終了時の取扱(ii)ないし(x)」記載の順序に従い、元本及び配当の交付を行います。

(ii) 三菱信託は、延長期間中の各計算期日において、前記「(3) 信託終了時の取扱(v)ないし(x)」の規定に従って処理を行うものとします。

(iii) 三菱信託は、延長期間中に信託債権から弁済を受領したときは、延長期間中の各計算期日において、以下の各号の順に元本の交付を行うものとします。

- ① 優先受益権の未払の元本
- ② メザニン受益権の未払の元本
- ③ ジュニアメザニン受益権の未払の元本
- ④ シニア劣後受益権の未払の元本
- ⑤ 弁済のなされた債権が属する取扱債権プールに関するジュニア劣後受益権の未払の元本

(iv) 法定最終償還日までに(i)または(ii)に従って売却されなかった信託債権については、三菱信託は法定最終償還日に各受益者に、前記「(3) 信託終了時の取扱(v)ないし(x)」の規定に従って現状有姿で交付し、その額面金額分の受益権元本を償還します。

(v) (i) ないし(iv) の定めに従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に

対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、三菱信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知（受託者に新たな義務を生じさせない内容に限る。）に押印することを除き、一切責任を負わないものとします。

第9. 信託受益権の元本及び配当の支払

1. 優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権について

(1) 元本金額

優先受益権： 8,400,000,000 円

メザニン受益権： 250,000,000 円

ジュニアメザニン受益権： 320,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本交付方法

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の元本償還日は、前記「第 1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等 3. 貸付債権信託の優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の概要 優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の償還について (1)元本の支払日」に記載された期日とします。優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の予定元本償還額は、下表のとおりとし、三菱信託は、各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額	ジュニアメザニン受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 17 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 18 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 19 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 20 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000
平成 20 年 4 月 15 日	703,080,000	20,925,000	26,784,000

(3) 法定最終償還日

平成 21 年 4 月 15 日

(4) 収益配当

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の配当額は下記の算式により計算されます。

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高、ジュニアメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

ジュニアメザニン受益権

配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のジュニアメザニン受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のジュニアメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しジュニアメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

※デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及び直線の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して、本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額（ただし、零以下の場合には零）の総額。なお、三菱信託は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。

(5) 信託配当の支払日及び配当方法

三菱信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額を優先受益者、メザニン受益者及び、ジュニアメザニン受益者に交付します。

(6) トリガー条項について

前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序 (2) 信託設定日及び予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合

は、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権につき配当又は元本の交付がなされないことが、ジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、ジュニアメザニン受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

2. シニア劣後受益権について

(1) 元本金額 金 212,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

元本の交付については、平成 17 年 7 月 15 日を初回とし、以降各計算期日を元本の支払日として、各計算期日の予定償還額は下表のとおりとします。三菱信託は、各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付を行うものとしします。

計算期日	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	17,666,000
平成 17 年 10 月 15 日	17,666,000
平成 18 年 1 月 15 日	17,666,000
平成 18 年 4 月 15 日	17,666,000
平成 18 年 7 月 15 日	17,666,000
平成 18 年 10 月 15 日	17,666,000
平成 19 年 1 月 15 日	17,666,000
平成 19 年 4 月 15 日	17,666,000
平成 19 年 7 月 15 日	17,666,000
平成 19 年 10 月 15 日	17,666,000
平成 20 年 1 月 15 日	17,666,000
平成 20 年 4 月 15 日	17,674,000

(3) 収益配当

シニア劣後受益権の配当額は、「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高からデフォルト配当減額金（上記 2. (1)の定めのとおり）の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合は零）に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）」として計算されます。

(4) 信託配当の支払日及び配当方法

三菱信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額をシニア劣後受益者に交付します。

(5) トリガー条項について

前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序 (2) 信託設定日及び予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由、ジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合及びシニア劣後受益権償還停止トリガー事

由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

3. ジュニア劣後受益権について

(1) 合計元本金額

金 1,171,000,000 円

なお、ジュニア劣後受益権は、以下のとおり (A)～(N) の 14 種類に分割され、それぞれ各参加金融機関が保有し、その元本額は以下のとおりです。

ジュニア劣後受益権 (A) : 130,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (B) : 101,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (C) : 88,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (D) : 88,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (E) : 88,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (F) : 123,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (G) : 85,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (H) : 46,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (I) : 80,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (J) : 77,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (K) : 74,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (L) : 63,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (M) : 65,000,000 円

ジュニア劣後受益権 (N) : 63,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

三菱信託は、信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

(3) デフォルト債権の取扱

三菱信託は、サービサー・レポートにより特定されるデフォルト債権については、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益者に、当該デフォルト債権を現状有姿のまま交付できるものとし、各計算期日において、当該計算期日に係る計算期間中に交付された当該デフォルト債権の交付時点における残元本額及び直前の計算期日までの元本交付の累計額の合計額に相当する各ジュニア劣後受益権の元本額がその分減額されるものとします。ただし、(i) 当該デフォルト債権を現状有姿交付した場合に、本項の規定に従ってなされる各ジュニア劣後受益権に対するデフォルト債権の現状有姿交付の累計額が、各ジュニア劣後受益権の当初元本額を超える場合並びに (ii) 各ジュニア劣後受益権者が信託契約の規定に従って、それぞれ委託者と契約している本債権管理回収業務再委託契約が終了した場合には、それ以降、現状有姿交付は行われぬものとします。なお、デフォルト債権発生の有無は、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに関する取扱参加金融機関により作成されるサービサー・レポートと当該内容に係る委託者の承認により特定されるものとし、三菱信託は、かかるデフォルト債権発生の有無については、かかるサービサー・

レポートと当該内容に係る委託者の承認に専ら依拠することができ、独自に確認する義務を負わないものとします。また、上記デフォルト債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該ジュニア劣後受益権者の責任と費用でなされるものとし、三菱信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知（三菱信託に新たな義務を生じさせない内容に限ります。）に押印することを除き、一切責任を負わないものとします。

(4) 収益配当

三菱信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、ジュニア劣後受益権の収益を信託終了時にのみ支払うものとします。

第 10. 信託財産の運用・管理

1. 回収金口座

受託者たる三菱信託は信託財産に属するすべての金銭を下記の回収金口座にて管理します。

銀行及び支店名 : 三菱信託銀行 本店
口座の種類 : 別段預金
口座番号 : 1030493
口座名義 : 特定債権信託口 (トケイイフシソクケチ)

2. 回収金口座の変更について

回収金口座は、指定格付機関による短期債務格付 a-1 かつ短期預金格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でないに限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

三菱信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が (i) P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii) a-2、 a-3、 b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii) 取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときは、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えます。

3. 信託財産の運用について

三菱信託は、本信託の信託財産に属する金銭の全部若しくは一部を単独で、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、以下の各号に定める方法にて運用することができます。ただし、三菱信託若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含む。）第 4 条の準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定められるその利害関係人の発行する有価証券への投資又はこれらの者との取引（信託財産に損害を与えるおそれがない取引を除く。）は行わないものとします。

- ① 日本国の国債又は政府保証債への投資（ただし、指定格付機関による長期債務格付が A かつ A2 相当以上で、当該投資日から償還満期までの期間が 1 ヶ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前の日までに償還満期が到来するものに限り。）
- ② 指定格付機関による短期債務格付が a-1 かつ P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有するものと認めるもの）とされているコマーシャル・ペーパーへの投資（ただし、当該投資日から償還満期までの期間が 3 ヶ月以内でありかつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前の日までに償還満期が到来するものに限り。）
- ③ 指定格付機関による短期債務格付が a-1 かつ短期預金格付が P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）とされている金融機関への預金（指定格付機関による短期預金格付が P-2 相当で

あっても、格下げ方向での見直しが検討されていない金融機関への預金であって、かつ、指定格付機関より優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の格付に悪影響を与えない旨の事前の確認を受けている金融機関への預金を含みます。)であって、当該預入日の後、最初に到来する計算期日の 2 営業日前までに満期が到来するもの、元本以上の金額で中途解約が可能なもの、又は随時引き出しが可能なもの

- ④ 第①号及び第②号に定める投資対象の現先売買（ただし、当該投資対象の売戻条件付きの買付であって、売戻価格（経過利子相当分を売买单価に加えた利含みの価格）が買付価格（経過利子相当分を売买单価に加えた利含みの価格）を下回らず、かつ、買付の相手方は指定格付機関による短期債務格付が a-1 かつ P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）であることを要し、現先売買の期間は 3 ヶ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前までに期間が満了するものに限るものとします。）
- ⑤ なお、三菱信託は、自身が第③号の格付条件を満たし、かつ、信託財産に損害を与えるおそれのない場合に限り、回収金口座において管理されている金銭を三菱信託の銀行勘定にて運用することができるものとされています。この運用を行う場合、三菱信託は自身の店頭に表示されている普通預金利率を適用するものとします。

三菱信託は、信託業法第 29 条第 2 項に定められる取引を行った場合は、計算期間ごとに、当該計算期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、各受益者に交付します。

4. 運用先の変更について

前記「3. 信託財産の運用について」第③号及び第⑤号の場合において、預金先金融機関若しくは三菱信託が前記「3. 信託財産の運用について」第③号の格付条件を満たさなくなった場合、かかる格付の低下が発表された日又は三菱信託が指定格付機関より第③号の方法による運用を認めない旨の通知を受領した日から 10 営業日以内を限度として、可能な限り速やかに、当該預金を回収金口座の格付条件を満たす他の投資対象に変更するものとします。

第 11. 信託財産から支払われる手数料等

1. 信託報酬

三菱信託は、当初信託報酬として、別途書面にて中小公庫と合意する金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、本信託の信託財産の中から収受します。なお、計算期日毎に支払われる信託報酬額は、当該計算期日に係る計算期間の初日の信託債権の元本残高からジュニア劣後受益権の元本の残高を控除した額に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（円未満切捨て）とされております。

なお、信託報酬率は、年率 0.05%を上回らない率となっております。

2. 債権回収業務委託費用

三菱信託は、信託債権に係る回収事務及び期中管理業務の一部委託の対価として計算期日毎に本信託の信託財産の中から中小公庫又は各参加金融機関へ下記 A ないし C の算式にて計算される合計額（消費税及び地方消費税を含みます。）を支払います。

- A 信託債権元本のうち、長期延滞信託債権及びデフォルト債権以外の債権元本の当該計算期間中の期初残高に 0.6%を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額(円未満切捨て)
- B 現状有姿交付が行われていないデフォルト債権に関し、当該計算期間中の回収金等に 5%を乗じた金額（円未満切捨て）
- C 長期延滞信託債権の当該計算期間中の回収金等に 0.1%を乗じた金額（円未満切捨て）

3. 租税その他の費用

三菱信託は、信託財産に関する租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用は信託財産から支払います。ただし、信託財産に属する金銭がかかる費用の支払に不足する場合は、当該不足額につき中小公庫に請求することができます。なお、中小公庫がかかる諸費用の立替払をなした場合、三菱信託は中小公庫の求めに応じて信託財産からこれを弁済するものとします。

4. 信託法第 36 条第 2 項の規定の適用の有無

信託法第 36 条第 2 項は、受託者は、三菱信託に対して、信託財産に関して負担した租税、公課その他の費用又は信託事務を処理するために三菱信託の過失によらずに受けた損害につき受益者に補償を請求できる旨規定しています。この点、信託契約第 20 条においては、三菱信託は、信託財産に関する租税その他信託事務を処理するために必要な諸費用は信託財産から支払うものとされており、信託財産に属する金銭がかかる費用の支払がかかる費用の支払に不足する場合は、当該不足額につき委託者に請求するものとされていますが、なお三菱信託が信託法第 36 条第 2 項に基づき受益者に対して直接補償の請求を行い、かつかかる請求が認められる可能性は存在します。

第 12. 本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因

1. 本商品の流動性及び換価性に係るリスク

本商品につきましては、流通市場は現在確立されていません。仮に、流通市場が整備されるとしても、その予定最終償還日（本信託契約の規定に従って、信託期間が延長されたときは法定最終償還日）以前にその流通市場市場等において処分できる保証はなく、また、処分できる場合であっても、購入希望者に有利な価格での売却を強いられ、また、価格が市場金利動向等の事情によって変動し、損失が生じるおそれがあります。

本商品につきましては、証券取引法上のみなし有価証券（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号）に該当しません（ただし、今後の法解釈により変更される可能性はあります）ので、投資可能な投資家が有価証券と比べて限定されると考えられます。

2. 原債務者（中小企業）の債務不履行のリスク

本商品の信託配当及び元本は、信託財産である貸付債権からの回収金等を支払原資として、支払順位の定めに従って支払われます。

貸付債権の原債務者（中小企業）が債務不履行に陥った場合には、受託者は、本信託契約の定めに従い各ジュニア劣後受益権者に現状有姿交付をするか（本信託契約に定める限度に従います。）、又は引き続き債務不履行債権として回収を続けることとなります。当該債務不履行のリスクを負担すべきジュニア劣後受益権（ただし、各ジュニア劣後受益権は、その対応する取扱債権プール以外の信託債権の債務不履行のリスクを負いません。）及びシニア劣後受益権の元本額を超えて原債務者が債務不履行に陥った場合、信託終了時まで優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対して交付される元本の金額が、当初の各受益権の元本額を下回るリスクがあります。また、貸付債権の回収状況によっては、優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対する配当の支払が、規定に従って行えないリスクがあります。

ただし、優先受益権の信用補完の水準は、メザニン受益権（2.5 億円）、ジュニアメザニン受益権（3.2 億円）、シニア劣後受益権（2.12 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（総額 11.71 億円。各取扱債権プールに対する比率は約 6.4%～約 28.6%）（各受益権の総額は、19.53 億円）であり、メザニン受益権の信用補完の水準は、ジュニアメザニン受益権、シニア劣後受益権及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（各受益権の総額は、17.03 億円）であり、ジュニアメザニン受益権の信用補完の水準は、シニア劣後受益権及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（各受益権の総額は、13.83 億円）であり、かかる信用補完措置により、各受益権のリスクは一定限度について軽減されるものと考えられます（なお、指定格付機関による予備格付で、優先受益権は AAA (R&I) 又は Aaa (Moody' s)、メザニン受益権は AA (R&I) 又は A1 (Moody' s)、ジュニアメザニン受益権は BBB (R&I) 又は Baa2 (Moody' s) を取得しています。)。なお、後順位の受益権による信用補完につきましては、下記 4. の点についてもご留意ください。

3. 原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク

本商品の信託配当の支払は、信託財産たる各貸付債権の利息を原資としているため、各貸付債権について原債務者から期限前返済が行われた場合、当該貸付債権については、期限前返済日以

降の利息が支払われないこととなり、本商品の信託配当の支払原資に不足が生ずるリスクがあります。

しかし、かかるリスクを軽減するために、各貸付債権に係る本金銭消費貸借契約において、原債務者は貸主の承諾なくして期限前返済を行わない旨が、規定されています。また貸主の地位を承継する三菱信託の承諾を得て期限前返済が行われる場合には、本金銭消費貸借契約において、原債務者は、元金に加えて所定の損害金も合わせて支払わなければならない旨規定されています。

4. 本商品の支払順位・支払時期に関するリスク

本商品は、前記の支払順位の定めに従って、信託配当及び元本の支払が行われます。このため、特定の種類の受益権の信託配当及び元本のみが優先的に支払われ、他の種類の受益権の信託配当及び元本に不足を生じ、損失を被ることがあります。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の支払がその他の先順位の受益権に対する信託配当及び元本の支払及びその他一切の費用の支払に完全に劣後しているわけではありません。

具体的には、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対して支払われるべき信託配当の支払が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

これに加えて、本信託契約において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき信託配当又は元本の交付がなされないこと、ジュニアメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、ジュニアメザニン受益権及びシニア劣後受益権につき信託配当又は元本の交付がなされないこと、ならびに、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、メザニン受益権、ジュニアメザニン受益権及びシニア劣後受益権につき配当又は元本の交付がなされないことが、それぞれ定められております。

5. 回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク

本商品の信託配当及び元本の支払は、回収金口座にある資金を原資として行われるため、当該口座が開設されている金融機関の破産手続、会社更生手続の開始その他の理由により当該金融機関が当該口座の資金の払戻しを行わない場合には、信託配当及び元本の支払が支払われないリスクが存在します。

かかるリスクを軽減するため、回収金口座は、指定格付機関による短期債務格付 a-1 かつ短期預金格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でないものに限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

また、本信託契約において、三菱信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が(i) P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii) a-2、 a-3、 b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii) 取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときには、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えるものと定められています。

6. 受託者たる三菱信託の破産等に伴うリスク

本信託契約に基づき受託者たる三菱信託に信託された信託財産について、三菱信託の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の信託財産に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかし、信託法（大正 11 年法律第 62 号）が信託財産に対する受託者個人の債権者の差押を禁止していること、又信託法の諸規定から帰納される信託財産の独立性から、受託者が信託財産を信託法及び本信託契約に従い自己の財産から独立して管理している限り、そのリスクが極めて低いと考えられます。なお、三菱信託が破産した場合には、信託法の規定に従い、新受託者が信託事務を処理することを得るときまでは、破産管財人が信託財産の管理を引き継ぎます。

7. 参加金融機関の破産等に伴うリスク

本商品の元本及び配当の原資となる信託財産である貸付債権は、各参加金融機関から中小公庫に譲渡され、さらに、三菱信託に信託譲渡されています。

本件では、各売主たる参加金融機関の破産、民事再生手続、又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託債権である貸付債権の譲渡は真正な譲渡ではなく、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、当該貸付債権が、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断される可能性があります。裁判所あるいは管財人によってこのような判断がなされた場合、本商品の信託配当及び元本の支払が予定通りなされないリスクがあります。ただし、①参加金融機関および中小公庫は、貸付債権の譲渡及び譲受を意図しており、本貸付債権売買契約の条項はかかる契約当事者の意図を反映したものであること、②参加金融機関は、中小公庫に譲渡する貸付債権につき、本債権回収管理業務再委託契約に基づく再受託者としての権限および義務を有することを除き、一切の権限または支配権を持たないこと、③参加金融機関は、本貸付債権売買契約上、中小公庫に対して貸付債権の買戻しを請求する権利を有しておらず、原則として、貸付債権を買取る義務を負っておらず、一方、同契約上、中小公庫は、参加金融機関に対し、上記に掲げた場合を除き、譲り受けた貸付債権の買戻しの請求を行うことはできず、または参加金融機関による買戻しの申出に応じる義務を負っていないこと、④参加金融機関は、中小公庫に対し、業務再受託者としての正当な事務委任手数料の支払を受ける権利を有するが、この権利を除き、参加金融機関は中小公庫に譲渡した貸付債権の回収金およびその運用益につき何ら権利を有しないこと、⑤債権譲渡については下記 9. 記載のとおり、貸付債権の債務者による確定日付ある承諾がなされていれば、本貸付債権売買契約に基づく参加金融機関から中小公庫に対する貸付債権の譲渡につき、民法の定めるところにより債務者および債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備されることとなること、⑥参加金融機関は、中小公庫に譲渡した貸付債権の弁済期における債務者の資力につき担保責任を負って

おらず、かかる貸付債権につき当初の予想を上回る延滞、貸倒れが発生した場合にも、参加金融機関は中小公庫または受益者に対しこれを補償する義務を負わないこと、⑦参加金融機関による貸付債権の譲渡は、参加金融機関の正常な取引であり、詐欺の意図、その他不法な意図に基づくものではないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

また、信託財産である債権の元利金の回収事務は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、中小公庫が三菱信託からの事務委任を受け、さらに本債権管理回収業務再委託契約に基づき、その貸付を実行した参加金融機関が中小公庫からの事務再委任を受けてこれを行います。具体的には、口座引落の方法により原債務者（中小企業）より貸付債権の元利金を回収し中小公庫を通さずに直接受託者に引き渡します。従って、参加金融機関が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託債権の元利金の回収事務が一時的に停止し、信託債権の回収に支障が生じることがあります。かかる事態が生じ、資金が受託者に引き渡されない場合には、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損するリスクがあります。

しかし、かかるリスクを回避又は軽減するため、本債権管理回収業務再委託契約には、中小公庫による解除の規定が設けられており、本信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するために必要があると認められるときには、解除することができるものとされます。

8. 中小公庫の倒産等に伴うリスク

中小公庫の倒産能力については必ずしも明らかではありませんが、中小公庫に倒産能力があるとされた場合においては、信託契約に基づく三菱信託への信託設定、受益権売買契約に基づく中小公庫から信託受益権販売業者に対する優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の譲渡につき、中小公庫の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等において、裁判所あるいは管財人により、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の受益権に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかし、①中小公庫が本債権管理業務委託契約に基づく業務受託者としての権限及び義務を有すること及びシニア劣後受益権を保有することを除き、信託債権に支配権を持たず、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権につき支配権を持たないこと、②中小公庫及び三菱信託は本信託契約において信託債権の真正な信託による譲渡を、中小公庫及びX証券は、受益権売買契約において優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の真正売買及び買受けを意図していること、③中小公庫は、三菱信託に対して、本信託契約において限定された場合を除き、三菱信託から信託債権の買戻しを行う権利を有せず、またかかる買戻しを行う義務を負っていないこと、及び受益権売買契約上、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権を買い戻す権利または義務を有しないこと、④中小公庫は、信託債権の債務者の将来の弁済資力につき、何ら保証を行っておらず、債務者の債務不履行により何らかの損害が生じた場合であっても、かかる損害の一切につき補償を行わないこと、また、中小公庫は、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の収益配当及び元本償還に関する受託者の損害を生じた場合であってもかかる損害の一切につき責任を負わないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

9. 債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク

参加金融機関から中小公庫への各貸付債権の譲渡及び中小公庫から三菱信託への貸付債権の信託譲渡に関して、原債務者は、本貸付債権売買契約及び本信託契約により譲渡がなされる前(金銭消費貸借契約締結時)に、両契約に基づく債権譲渡に対していずれも譲渡に先だって承諾を行います。かかる事前承諾により対抗要件(債務者対抗要件及び第三者対抗要件)を具備することができずと解されるリスクもあります。しかし、以下の理由によりそのリスクは極めて小さいと考えています。

まず、債務者対抗要件については、債権譲渡において法が債務者対抗要件制度を設けた趣旨が、債務者を保護することにあることから、当該債務者自身が現実の債権譲渡に先だって承諾する限り、債務者対抗要件が具備されると解することが相当です。最高裁判例(昭和28年5月29日)も、譲渡対象となる債権と譲受人が特定されている事案でかかる事前の承諾に債務者対抗要件の効力を認めており、本件では譲渡債権と譲受人はいずれも特定されておりますので、かかる結論は判例の見解に沿うものといえます。

次に、第三者対抗要件については、債権譲渡の予約についての債務者の事前の承諾によっては、その具備が認められないという判例がある一方、債権譲渡の事前承諾全般について、債務者の事前承諾により第三者対抗要件が具備されるかについて直接明示している判例はありません。この点、債務者に第三者との関係で債権の帰属に関するインフォメーションセンターの役割を期待して債務者の承諾を債権譲渡の第三者対抗要件とした法の趣旨からすると、債権譲渡の事前承諾の場合は、(1)承諾後の債権譲渡実行の蓋然性が高く、(2)譲受人及び権利移転日が特定しているのであれば、債務者は譲渡の確実性を認識することができ、債務者のインフォメーションセンターの役割を期待し得ますので、第三者対抗要件を具備すると考えることが相当です。

そして本件では、まず、(1)との関係においては、貸付債権の債権譲渡及び信託譲渡は、これらの譲渡を前提として組成されたCLOスキームの重要な一部であり、これらの債権譲渡が実行されないことは想定されていません。また、債権譲渡の予約に際して第三者対抗要件具備の有効性を否定した判例のケースと異なり、いずれの当事者も譲渡の実行の有無についての裁量権を有しません。また、上記判例と異なり、承諾の日から債権譲渡の日まで近接しています。したがって、債権譲渡が実行される蓋然性は、極めて高いと考えられます。次に、(2)との関係においては、譲受人は、中小公庫及び三菱信託であり、特定されており、いずれの譲渡に付いても、権利移転日及び譲渡日が平成17年3月22日として特定されています。そして、本件CLOスキーム上、かかる移転日が債務者の承諾なく変更される可能性は皆無です。さらに、本件CLOにおいては、これらの譲渡を前提として貸付けが行われるものであり、譲渡の相手方及び譲渡の日は、本金銭消費貸借契約や地域金融機関CLO参加申込書にも記載されており、かつ、これらの債務者には、各参加金融機関より十分説明が加えられています。

したがって、本件においては、事前承諾であっても債務者のインフォメーションセンター機能を当然に期待できる場合であり、それによる第三者対抗要件を否定する理由はないと言うべきであり、結論として、本貸付債権売買契約及び本信託契約における債権譲渡に対する本金銭消費貸借契約の債務者による事前の承諾により第三者対抗要件を具備するものとするのが相当であるとと考えています。

第 13. 信用補完措置

優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権は、優先／劣後構造による信用補完措置がとられています。すなわち、中小公庫が保有するシニア劣後受益権（2.12 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（参加金融機関(A)分が 1.3 億円（参加金融機関(A)の債権プール総額に対して約 9.4%）、参加金融機関(B)分が 1.01 億円（参加金融機関(B)の債権プール総額に対して約 8.5%）、参加金融機関(C)分が 0.88 億円（参加金融機関(C)の債権プール総額に対して約 8.1%）、参加金融機関(D)分が 0.88 億円（参加金融機関(D)のプール総額に対して約 8.5%）、参加金融機関(E)分が 0.88 億円（参加金融機関(E)のプール総額に対して約 9.7%）、参加金融機関(F)分が 1.23 億円（参加金融機関(F)の債権プール総額に対して約 13.7%）、参加金融機関(G)分が 0.85 億円（参加金融機関(G)の債権プール総額に対して約 10.6%）、参加金融機関(H)分が 0.46 億円（参加金融機関(H)のプール総額に対して約 6.4%）、参加金融機関(I)分が 0.8 億円（参加金融機関(I)のプール総額に対して約 15.0%）、参加金融機関(J)分が 0.77 億円（参加金融機関(J)の債権プール総額に対して約 16.8%）、参加金融機関(K)分が 0.74 億円（参加金融機関(K)の債権プール総額に対して約 16.4%）、参加金融機関(L)分が 0.63 億円（参加金融機関(L)のプール総額に対して約 14.4%）、参加金融機関(M)分が 0.65 億円（参加金融機関(M)のプール総額に対して約 27.1%）、参加金融機関(N)分が 0.63 億円（参加金融機関(N)のプール総額に対して約 28.6%）が、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権に対する信用補完になります。

これらの水準は、それぞれ優先受益権に対する AAA (R&I) 若しくは Aaa (Moody' s)、メザニン受益権に対する AA (R&I) 若しくは A1 (Moody' s)、ジュニアメザニン受益権に対する BBB (R&I) 若しくは Baa2 (Moody' s) の格付けの付与に十分であるとの指定格付機関の見解に基づいて設定されています。

なお、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権の金額は、各参加金融機関の取扱債権プールに同受益権の金額を超える損失が発生する確率がそれぞれ同水準になるように設定されています。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付、配当の支払がその他の先順位の受益権に対する元本の償還、配当の支払及びその他一切の費用の支払いに完全に劣後しているわけではありません。各ジュニア劣後受益権に対する配当や元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付、配当の支払がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権、メザニン受益権又はジュニアメザニン受益権に対して支払う配当金の支払いが全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

また、信託債権において、期限前弁済が起こる場合、裏付となる本金銭消費貸借契約の定めに従い、原債務者からは将来分の利息金額の全額を受け入れることとなっている他、当該回収金は信託契約の定めに従い、劣後部分の配当の支払や元本の償還に充当されることなく、元本勘定な

らびに利息勘定に留保され、予定されている優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権を含むその他の受益者への元利金の支払へ充当される仕組みとなっており、これらのキャッシュフローのブレから生じる損失を最小化する仕組みとなっています。

第 14. 原保有者その他関係法人の概況

1. 原保有者の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 商号又は名称

中小企業金融公庫

② 代表者氏名

総裁 水口 弘一

③ 住 所

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 3 号

④ 資本の額(平成 16 年 7 月 30 日現在)

資本金は、1,455,279 百万円 (百万円未満切捨て)です。

⑤ 主要株主の名称

全額政府出資

⑥ 事業の内容

融資業務

証券化支援業務 (平成 16 年 7 月 1 日業務開始)

信用保険業務

(2) 関係業務の概要

本信託の信託財産を構成する貸付債権の購入者兼委託者であり、かつシニア劣後受益権の受益者です。また、貸付債権の債権回収事務を三菱信託から委託を受け、さらに、当該事務を各参加金融機関へ再委託しております。

(3) 経理の概況

① 最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

(※旧中小企業総合事業団信用保険部門を除く)

平成 15 年 3 月 31 日 平成 16 年 3 月 31 日

資産合計	7,623,753	7,679,326
負債合計	7,176,538	7,229,611
資本合計	447,215	449,715

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	234,253	221,922
経常利益 (▲は経常損失)	103	▲39
当期利益金	0	0

2. その他関係法人の概況

三菱信託銀行株式会社(受託者)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 商号又は名称

三菱信託銀行株式会社

② 住所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

③ 代表者氏名

取締役社長 上原 治也

④ 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、324,279百万円(百万円未満切捨て)です。

⑤ 主要株主の名称

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(100%)

⑥ 事業の内容

銀行法及び信託業務の兼営法に基づき信託銀行業務を行っております。

(2) 関係業務の概要

中小公庫が信託する貸付債権の受託者となります。受託者として信託財産を管理し、また、各受益権の受益者に対して配当の支払、元本の交付を行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	20,459,916	19,364,209	18,272,064
負債合計	19,770,787	18,385,618	17,356,120
資本合計	689,128	978,590	915,944

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	573,842	492,595	227,791
経常利益	▲204,519	138,513	59,628
(▲は経常損失)			
当期利益	▲95,327	122,781	30,181
(▲は当期純損失)			

株式会社山陰合同銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社山陰合同銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、20,705百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	3,572,827	3,589,327	3,459,308
負債合計	3,351,203	3,368,486	3,236,603
資本合計	221,623	220,840	222,705

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	94,638	88,286	42,516
経常利益	14,123	13,557	10,282
当期純利益	5,946	8,149	5,952

株式会社栃木銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社栃木銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、27,408百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	2,003,014	2,100,506	2,160,065
負債合計	1,893,684	1,991,168	2,051,281
資本合計	109,330	109,337	108,783

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	47,831	46,117	24,438
経常利益	3,150	2,033	1,010
当期純利益	1,602	2,869	742

株式会社中京銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社中京銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、31,844百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	1,558,756	1,577,160	1,577,744
負債合計	1,492,017	1,498,922	1,499,699
資本合計	66,739	78,238	78,044

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	37,001	38,149	18,060
経常利益	2,371	4,604	4,047
当期純利益	1,483	3,002	2,456

株式会社福岡中央銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社福岡中央銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、2,500百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	356,196	363,504	378,679
負債合計	338,655	345,079	359,407
資本合計	17,540	18,424	19,272

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	9,473	9,812	4,955
経常利益	319	124	878
当期純利益	90	467	499

株式会社熊本ファミリー銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社熊本ファミリー銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、34,262百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	1,327,424	1,295,291	1,262,763
負債合計	1,252,874	1,236,251	1,200,879
資本合計	74,549	59,040	61,883

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	39,273	37,976	17,870
経常利益	3,542	▲16,810	2,564
(▲は経常損失)			
当期純利益	1,208	▲17,156	2,553
(▲は当期純損失)			

株式会社八千代銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

① 名称

株式会社八千代銀行

② 資本の額(平成16年9月30日現在)

資本金は、28,812百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成16年9月30日
資産合計	1,960,040	1,966,739	1,987,968
負債合計	1,877,221	1,876,882	1,894,875
資本合計	82,818	89,856	93,093

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日
経常収益	47,255	45,749	23,552
経常利益	▲6,955	3,940	4,157
(▲は経常損失)			
当期純利益	▲3,042	2,306	3,832
(▲は当期純損失)			

西武信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

西武信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、6,099百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	1,260,249	1,242,263
負債合計	1,206,920	1,188,764
会員勘定 合計	53,328	53,499

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	22,347	24,847
経常利益	1,277	2,768
当期純利益	241	1,030

岡崎信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

岡崎信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、3,278百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	2,414,693	2,438,461
負債合計	2,270,345	2,296,352
会員勘定 合計	144,348	142,109

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	51,121	46,932
経常利益	2,926	2,857
当期純利益	1,865	4,887

碧海信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

碧海信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、1,143百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	1,433,488	1,460,162
負債合計	1,323,713	1,348,027
会員勘定 合計	109,775	112,135

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	29,163	27,495
経常利益	4,128	6,539
当期純利益	3,157	6,211

京都信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

京都信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、13,408百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	1,975,073	1,971,380
負債合計	1,908,370	1,905,483
会員勘定 合計	66,703	65,897

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	42,643	40,522
経常利益	3,706	4,045
当期純利益	2,918	3,020

大阪東信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

大阪東信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、2,561百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

大阪東信用金庫は、平成17年2月14日に八光信用金庫と阪奈信用金庫(存続金庫)が合併し、阪奈信用金庫が大阪東信用金庫に商号を変更して発足したため、大阪東信用金庫の経理の概況については、阪奈信用金庫の経理の概況を以下に掲げ、併せて参考として、八光信用金庫の経理の概況を掲げます。

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	239,555	244,733
負債合計	234,072	238,894
会員勘定 合計	5,462	5,839

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	6,623	6,066
経常利益 (▲は経常損失)	▲1,011	621
当期純利益 (▲は当期純損失)	▲1,810	773

なお、八光信用金庫の経理の概況を参考として以下に掲げます。

① 最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 15 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日
資産合計	849,303	828,375
負債合計	827,881	808,276
会員勘定 合計	21,421	20,099

② 最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 15 年 3 月 31 日	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日
経常収益	21,192	20,092
経常利益	367	▲10,842
(▲は経常損失)		
当期純利益	1,039	▲15,877
(▲は当期純損失)		

(4) その他

合併に関する事項

大阪東信用金庫は、平成 17 年 2 月 14 日に八光信用金庫と阪奈信用金庫が合併し、商号を変更し、発足しました。

姫路信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

姫路信用金庫

② 出資金の額(平成16年3月31日現在)

出資金は、2,790百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成15年3月31日	平成16年3月31日
資産合計	853,254	854,898
負債合計	818,695	820,346
会員勘定 合計	34,559	34,551

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
経常収益	17,362	16,950
経常利益 (▲は経常損失)	▲9,503	896
当期純利益 (▲は当期純損失)	▲8,007	264

尼崎信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

尼崎信用金庫

② 出資金の額(平成 16 年 3 月 31 日現在)

出資金は、12,306 百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 15 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日
資産合計	2,149,074	2,150,210
負債合計	2,064,402	2,062,278
会員勘定 合計	84,672	87,932

② 最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 15 年 3 月 31 日	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日
経常収益	48,026	45,930
経常利益	▲12,381	3,903
(▲は経常損失)		
当期純利益	▲9,096	3,132
(▲は当期純損失)		

淡路信用金庫(参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

① 名称

淡路信用金庫

② 出資金の額(平成 16 年 3 月 31 日現在)

出資金は、1,341 百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫への譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 15 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日
資産合計	560,531	557,337
負債合計	517,741	515,217
会員勘定 合計	42,790	42,120

② 最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 15 年 3 月 31 日	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日
経常収益	8,847	8,958
経常利益	608	899
当期純利益	405	601

第 15. 販売に関する事項

X証券は、優先受益権、メザニン受益権及びジュニアメザニン受益権の信託受益権販売業者として、以下の事項に従って、上記受益権を販売します。

1. 申込手数料

信託受益権購入申込書に基づく本商品の販売に係る申込手数料はありません。

2. 本商品の移転

本商品は、譲渡代金総額が払込期日に支払われた時点で譲受がなされるものとします。

3. 販売上の制限

売買の対象となった本商品は、証券取引法に定める有価証券に該当しません（ただし、今後の法解釈により変更される可能性があります。）。

以上

付則 1 損失補償金の計算式

$$\text{損失補償金} = \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{貸付元本残高相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{本金銭消費貸借契約に定める} \\ \text{期限前返済による損害金に} \\ \text{準じて計算された金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{未経過利息相当額} \end{array}$$

付則 2 各受益権に対する配当額

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高、ジュニアメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

ジュニアメザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のジュニアメザニン受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のジュニアメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しジュニアメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

シニア劣後受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及び直前の

計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額（ただし、零以下の場合には零）の総額。なお、三菱信託は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。

付則 3 各受益権に対する予定元本交付金額

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額	ジュニアメザニン 受益権 予定元本交付金額	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 17 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 18 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 18 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 18 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 18 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 19 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 19 年 4 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 19 年 7 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 19 年 10 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 20 年 1 月 15 日	699,720,000	20,825,000	26,656,000	17,666,000
平成 20 年 4 月 15 日	703,080,000	20,925,000	26,784,000	17,674,000

計算期日	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後
	受益権 (A)	受益権 (B)	受益権 (C)	受益権 (D)
	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 17 年 10 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 18 年 1 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 18 年 4 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 18 年 7 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 18 年 10 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 19 年 1 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 19 年 4 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 19 年 7 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 19 年 10 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 20 年 1 月 15 日	10,833,000	8,416,000	7,333,000	7,333,000
平成 20 年 4 月 15 日	10,837,000	8,424,000	7,337,000	7,337,000

計算期日	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後
	受益権 (E)	受益権 (F)	受益権 (G)	受益権 (H)
	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 17 年 10 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 18 年 1 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 18 年 4 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 18 年 7 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 18 年 10 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 19 年 1 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 19 年 4 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 19 年 7 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 19 年 10 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 20 年 1 月 15 日	7,333,000	10,250,000	7,083,000	3,833,000
平成 20 年 4 月 15 日	7,337,000	10,250,000	7,087,000	3,837,000

計算期日	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後	ジュニア劣後
	受益権 (I)	受益権 (J)	受益権 (K)	受益権 (L)
	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額	予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 17 年 10 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 18 年 1 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 18 年 4 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 18 年 7 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 18 年 10 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 19 年 1 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 19 年 4 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 19 年 7 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 19 年 10 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 20 年 1 月 15 日	6,666,000	6,416,000	6,166,000	5,250,000
平成 20 年 4 月 15 日	6,674,000	6,424,000	6,174,000	5,250,000

計算期日	ジュニア劣後	ジュニア劣後
	受益権 (M)	受益権 (N)
	予定元本交付金額	予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 17 年 10 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 18 年 1 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 18 年 4 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 18 年 7 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 18 年 10 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 19 年 1 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 19 年 4 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 19 年 7 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 19 年 10 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 20 年 1 月 15 日	5,416,000	5,250,000
平成 20 年 4 月 15 日	5,424,000	5,250,000

付則 4 利息金等留保金額の算出

利息金等留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各利息金等留保金額の合計額（ただし、合計額が計算の結果、零を下回る場合は、零とする。）の総額

「各利息金等留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\begin{array}{r}
 \text{各利息金等} \\
 \text{留保金額} \\
 = \\
 \text{当該計算期日又は信託終了日の} \\
 \text{当該取扱債権プールの} \\
 \text{各当期利息金等留保金額} \\
 \text{(下記に従って算出されます。)} \\
 + \\
 \text{当該計算期日に} \\
 \text{おける各元本留保} \\
 \text{金額取崩金額} \\
 - \\
 \text{当該計算期日に} \\
 \text{おける各利息金等} \\
 \text{留保金額取崩金額}
 \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって各利息金等留保金額とします。）

上記の計算式における「各元本留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額との合計額が零を下回る場合、①当該負になった金額の絶対値と、②当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期元本留保金額との合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

上記の計算式における「各利息金等留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの付則 5 に定める各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における付則 5 に定める各当期元本留保金額との合計額が零を下回る場合、①当該負になった金額の絶対値と、②

当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額及び当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額の合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

当該計算期日

各当期利息金等 $=$ 又は信託終了日に $-$ 下記の一ないし七に
留保金額 $=$ おいて当該取扱債権プールに $-$ 該当する金額の合計額
関する利息勘定に記帳した額

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって当期利息金等留保金額とします。）

- 一 当該取扱債権プールについて、当該計算期日に係る計算期間及び当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託債権に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用額（各取扱債権に関する事務に要した費用に限ります。ただし、当該費用が信託財産全体に係る場合は当該計算期日の前営業日の営業終了後における当該取扱債権プールの残高に応じて按分します。）
- 二 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託報酬額（各取扱債権プールの負担する信託報酬は末尾付則6のとおり。）
- 三 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく委託者に対する業務委託手数料
- 四 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。）
- 五 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。）
- 六 当該取扱債権プールについて、ジュニアメザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。）
- 七 当該取扱債権プールについて、シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。）

付則 5 元本留保金額の算出

元本留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各元本留保金額の合計額（ただし、計算の結果、かかる合計額が零を下回る場合は、零とする。）の総額

「各元本留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\text{各元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日まで} \\ \text{の各計算期日の当該取扱債権プー} \\ \text{ルの各当期元本留保金額} \\ \text{(下記に従って計算されます。)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各利息金} \\ \text{等留保金額取崩} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各元本留} \\ \text{保金額取崩金額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、合計額が零を下回る場合はその負の数をもって各元本留保金額とします。）

上記の計算式における各利息金等留保金額取崩金額及び各元本留保金額取崩金額は、それぞれ付則 4 に定められる意味を有するものとします。

$$\text{各当期元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日に} \\ \text{おいて当該取扱債権プール} \\ \text{に関する元本勘定に記帳した額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{下記の一ないし五に} \\ \text{該当する} \\ \text{金額の合計額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって当期元本留保金額とします。）

- 一 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 二 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 三 当該取扱債権プールについて、ジュニアメザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 四 当該取扱債権プールに関してシニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 五 当該取扱債権プールに関してジュニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（予定元本交付額は末尾付則 3 のとおり。ただし、かかる元本の交付は、（i）①当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される、②当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額、③信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及び④その直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、（ii）①当該計算期日における当該取扱債権プールの残存元本額に、②当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行なわれるものとします。かかる交付の金額

が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。なお、三菱信託は、当該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。)

付則 6 各取扱債権プールの負担する信託報酬の算出

信託報酬 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の各取扱債権プールの信託元本から各ジュニア劣後受益権の残元本金額を控除した額に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額 (円未満切上げ)

付則 7 各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法

優先受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想優先受益権の残元本額 (信託設定日における各取扱債権プールの仮想優先受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い減額される。) に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満切上げ)

メザニン受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想メザニン受益権の残元本額 (信託設定日における各取扱債権プールの仮想メザニン受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い減額される。) に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満切上げ)

ジュニアメザニン受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想ジュニアメザニン受益権の残元本額 (信託設定日における各取扱債権プールの仮想ジュニアメザニン受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い減額される。) に対し、ジュニアメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満切上げ)

シニア劣後受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の残元本額（信託設定日における各取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 10 仮想トランシェの減額ルールに従い減額される。）に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切上げ）

信託設定日における各取扱債権プールに係る各仮想トランシェの元本額

	仮想優先受益権 元本額	仮想メザニン受 益権元本額	仮想ジュニア メザニン受益権 元本額	仮想シニア劣後 受益権元本額
取扱債権プール (A)	1, 152, 690, 046	34, 306, 251	43, 912, 002	29, 091, 701
取扱債権プール (B)	992, 594, 206	29, 541, 494	37, 813, 113	25, 051, 187
取扱債権プール (C)	919, 407, 536	27, 363, 320	35, 025, 049	23, 204, 095
取扱債権プール (D)	861, 773, 034	25, 648, 007	32, 829, 449	21, 749, 510
取扱債権プール (E)	747, 418, 863	22, 244, 609	28, 473, 100	18, 863, 428
取扱債権プール (F)	706, 251, 361	21, 019, 386	26, 904, 814	17, 824, 439
取扱債権プール (G)	653, 191, 026	19, 440, 209	24, 883, 468	16, 485, 297
取扱債権プール (H)	612, 023, 524	18, 214, 986	23, 315, 182	15, 446, 308
取扱債権プール (I)	416, 249, 183	12, 388, 369	15, 857, 112	10, 505, 336
取扱債権プール (J)	348, 551, 514	10, 373, 557	13, 278, 153	8, 796, 776
取扱債権プール (K)	343, 977, 347	10, 237, 421	13, 103, 899	8, 681, 333
取扱債権プール (L)	342, 147, 680	10, 182, 967	13, 034, 197	8, 635, 156
取扱債権プール (M)	160, 095, 840	4, 764, 757	6, 098, 889	4, 040, 514
取扱債権プール (N)	143, 628, 839	4, 274, 668	5, 471, 575	3, 624, 918

付則 8 各取扱債権プールの負担する元本交付額

各計算期日において、各取扱債権プールの負担すべき元本交付金額は下記に定める各受益権に対する予定元本交付金額とし、未払があれば直後の計算期日に繰り延べられるものとします。

取扱債権プール（A）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 17 年 10 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 18 年 1 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 18 年 4 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 18 年 7 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 18 年 10 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 19 年 1 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 19 年 4 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 19 年 7 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 19 年 10 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 20 年 1 月 15 日	96,019,082	2,857,712	3,657,870	2,424,216
平成 20 年 4 月 15 日	96,480,144	2,871,419	3,675,432	2,425,325

取扱債権プール（B）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 17 年 10 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 18 年 1 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 18 年 4 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 18 年 7 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 18 年 10 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 19 年 1 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 19 年 4 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 19 年 7 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 19 年 10 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 20 年 1 月 15 日	82,683,097	2,460,806	3,149,832	2,087,520
平成 20 年 4 月 15 日	83,080,139	2,472,628	3,164,961	2,088,467

取扱債権プール (C) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 17 年 10 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 18 年 1 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 18 年 4 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 18 年 7 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 18 年 10 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 19 年 1 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 19 年 4 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 19 年 7 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 19 年 10 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 20 年 1 月 15 日	76,586,648	2,279,365	2,917,587	1,933,602
平成 20 年 4 月 15 日	76,954,408	2,290,305	2,931,592	1,934,473

取扱債権プール (D) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 17 年 10 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 18 年 1 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 18 年 4 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 18 年 7 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 18 年 10 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 19 年 1 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 19 年 4 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 19 年 7 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 19 年 10 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 20 年 1 月 15 日	71,785,694	2,136,479	2,734,693	1,812,391
平成 20 年 4 月 15 日	72,130,400	2,146,738	2,747,826	1,813,209

取扱債権プール (E) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 17 年 10 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 18 年 1 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 18 年 4 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 18 年 7 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 18 年 10 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 19 年 1 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 19 年 4 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 19 年 7 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 19 年 10 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 20 年 1 月 15 日	62,259,991	1,852,976	2,371,809	1,571,893
平成 20 年 4 月 15 日	62,558,962	1,861,873	2,383,201	1,572,605

取扱債権プール (F) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 17 年 10 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 18 年 1 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 18 年 4 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 18 年 7 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 18 年 10 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 19 年 1 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 19 年 4 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 19 年 7 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 19 年 10 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 20 年 1 月 15 日	58,830,738	1,750,915	2,241,171	1,485,314
平成 20 年 4 月 15 日	59,113,243	1,759,321	2,251,933	1,485,985

取扱債権プール (G) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 17 年 10 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 18 年 1 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 18 年 4 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 18 年 7 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 18 年 10 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 19 年 1 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 19 年 4 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 19 年 7 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 19 年 10 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 20 年 1 月 15 日	54,410,812	1,619,369	2,072,793	1,373,723
平成 20 年 4 月 15 日	54,672,094	1,627,150	2,082,745	1,374,344

取扱債権プール (H) に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 17 年 10 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 18 年 1 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 18 年 4 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 18 年 7 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 18 年 10 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 19 年 1 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 19 年 4 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 19 年 7 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 19 年 10 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 20 年 1 月 15 日	50,981,560	1,517,308	1,942,155	1,287,144
平成 20 年 4 月 15 日	51,226,364	1,524,598	1,951,477	1,287,724

取扱債権プール（I）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 17 年 10 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 18 年 1 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 18 年 4 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 18 年 7 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 18 年 10 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 19 年 1 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 19 年 4 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 19 年 7 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 19 年 10 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 20 年 1 月 15 日	34,673,557	1,031,951	1,320,897	875,412
平成 20 年 4 月 15 日	34,840,056	1,036,908	1,327,245	875,804

取扱債権プール（J）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 17 年 10 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 18 年 1 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 18 年 4 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 18 年 7 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 18 年 10 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 19 年 1 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 19 年 4 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 19 年 7 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 19 年 10 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 20 年 1 月 15 日	29,034,341	864,117	1,106,070	733,037
平成 20 年 4 月 15 日	29,173,763	868,270	1,111,383	733,369

取扱債権プール（K）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 17 年 10 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 18 年 1 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 18 年 4 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 18 年 7 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 18 年 10 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 19 年 1 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 19 年 4 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 19 年 7 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 19 年 10 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 20 年 1 月 15 日	28,653,313	852,777	1,091,555	723,417
平成 20 年 4 月 15 日	28,790,904	856,874	1,096,794	723,746

取扱債権プール（L）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 17 年 10 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 18 年 1 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 18 年 4 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 18 年 7 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 18 年 10 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 19 年 1 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 19 年 4 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 19 年 7 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 19 年 10 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 20 年 1 月 15 日	28,500,902	848,241	1,085,749	719,569
平成 20 年 4 月 15 日	28,637,758	852,316	1,090,958	719,897

取扱債権プール（M）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 17 年 10 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 18 年 1 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 18 年 4 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 18 年 7 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 18 年 10 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 19 年 1 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 19 年 4 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 19 年 7 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 19 年 10 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 20 年 1 月 15 日	13,335,983	396,904	508,037	336,697
平成 20 年 4 月 15 日	13,400,027	398,813	510,482	336,847

取扱債権プール（N）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想ジュニア メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 17 年 7 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 17 年 10 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 18 年 1 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 18 年 4 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 18 年 7 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 18 年 10 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 19 年 1 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 19 年 4 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 19 年 7 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 19 年 10 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 20 年 1 月 15 日	11,964,282	356,080	455,782	302,065
平成 20 年 4 月 15 日	12,021,737	357,788	457,973	302,203

付則 9 仮想トランシェの減額ルール

- 一 各計算期日において、付則 8 の各受益権に対する予定元本交付金額に従い各受益権について元本交付が行われた場合、仮想トランシェも同額減額される。
- 二 各計算期日において、各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日に係る計算期間の初日時点の当該取扱債権プールにおける長期延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を超過した場合、その超過額について、当該取扱債権プールに関する仮想トランシェを第一に仮想シニア劣後受益権、第二に仮想ジュニアメザニン受益権、第三に仮想メザニン受益権の順に減額します。なお、三菱信託は、当

該計算期日の直前の回収締め日における長期延滞信託債権の残元本額を、当該計算期日に係る計算期間の初日における長期延滞信託債権の残元本額とみなして、また、当該計算期日の直前の回収締め日までに発生したデフォルト債権の元本の累計額を、信託設定日から当該計算期日に係る計算期間の初日までの間に発生したデフォルト債権の元本の累計額とみなして計算をすればよいものとします。